

平成23年第5回那珂川町議会定例会

議事日程(第1号)

平成23年9月6日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(15名)

1番	佐藤信親君	2番	益子輝夫君
3番	塚田秀知君	4番	鈴木雅仁君
5番	益子明美君	6番	大金市美君
7番	岩村文郎君	8番	小林盛君
9番	福島泰夫君	10番	阿久津武之君
11番	橋本操君	12番	鈴木和江君
13番	石田彬良君	14番	小川洋一君
15番	川上要一君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大金伊一君	副町長	佐藤良美君
教育長	桑野正光君	会計管理者兼 会計課長	鈴木吉美君
総務課長	益子実君	企画財政課長	藤田悦男君

ケーブルテレビ放送センター室長	増子定徳君	税務課長	川俣勇也君
住民生活課長	手塚孝則君	健康福祉課長	郡司正幸君
建設課長	秋元彦丈君	農林振興課長 補佐	穴山喜一郎君
商工観光課長	高野麻男君	総合窓口課長	薄井績君
上下水道課長	塚原富太君	環境総合推進室 長	星康美君
学校教育課長 補佐	橋本民夫君	生涯学習課長	小川一好君
農林振興課 付長	秋元誠一君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	田村正水	書記	板橋了寿
書記	岩村照恵	書記	北條清

開会 午前10時00分

開会の宣告

議長（川上要一君） ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第5回那珂川町議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

議長（川上要一君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（川上要一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願います。

会議録署名議員の指名

議長（川上要一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番、益子明美さん及び6番、大金市美君を指名いたします。

会期の決定

議長（川上要一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12日までの7日間としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議ありでございますので、起立により採決をいたします。

今期定例会の会期は、本日から12日までの7日間とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（川上要一君） 起立多数と認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12日までの7日間とすることに決定いたしました。

諸般の報告

議長（川上要一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、請願・陳情等の取り扱いについて報告いたします。

今期定例会前の所定の日までに議長あてに提出があり受理したものは、請願が2件で、お手元に配付した請願文書表のとおりであります。

この請願の取り扱いについて、議会運営委員会で審議いたしましたが、受理番号1の那珂川町立小川南小学校の存続に関する請願書は、教育民生常任委員会に審査を付託することにしました。また、受理番号2の和見地域の圃場整備と一級河川久那川の一体的整備並びに受益者負担の軽減に関する請願書は、総務企画常任委員会に審査を付託しましたので、報告をいたします。

次に、前期定例会から今期定例会までの報告をいたします。

詳細は、お手元に配付してある報告のとおりであります。主なるものを申し上げます。

6月21日に、栃木県町村議会議長会第1回議長会議研修会が宇都宮市で開催され、私が出席いたしました。東日本大震災の対応、全国町村議会議長会の要望活動などを協議したほか、役員改選があり、7月1日から会長に上三川町、副会長には西方町、野木町の議長が就任いたしました。

6月30日に、南那須地区広域行政事務組合議会の平成23年第2回臨時会が開催され、財産の取得として那須烏山消防署に配備する消防ポンプ自動車1台を3,320万円、高規格救急自動車1台を3,016万円で取得する議案のほか、一般会計補正予算など4議案を審議し、原案のとおり可決いたしました。

7月13日に、栃木県議会県土整備委員会の現地調査が行われ、町議会では正副議長と産業建設常任委員長が調査に同席いたしまして、那珂川町内では国道293号馬頭バイパスを調査いたしました。

7月25日に、主要地方道矢板那珂川線、新那珂橋廃止に伴う新橋の整備促進に関する要望のため、議会では正副議長、各常任委員長が執行部とともに知事に面談して、東日本大震災で被災し、通行が不可能となった新那珂橋にかわる新たな橋の整備について要望してまいりました。町議会では6月定例会において、新那珂橋の廃止に伴う新橋の整備促進に関する決議を行い、その活動の一環として要望に参加したものでございます。

8月6日の下野新聞の記事によりますと、栃木県では新那珂橋の解体費用を9月補正予算に計上いたしまして、10月から橋の解体に着手すること、また周辺の道路網の整備に力を入れるとのことでもあります。

新那珂橋は、主要県道の矢板那珂川線にかかる橋であり、地域にとっては、なくてはならない重要な橋でありますので、町議会といたしましては執行部ともども今後も新しい橋の整備促進のため県に要望活動を進めてまいりたいと考えておりますので、皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

8月3日に、千葉県富津市の議会建設常任委員会で来町いたしまして、イノシシ肉加工施設、温泉トラフグの養殖施設などを視察調査しております。

8月29日に、南那須地区広域行政事務組合議会の平成23年第3回臨時会が開催され、財産の取得と一般会計補正予算の2議案を審議し、原案のとおり可決しております。財産の取得は那須烏山消防署の建設用地を8,354万円で取得するもの、また補正予算は東日本大震災で被災した衛生センターの煙突の修繕費、し尿処理施設の放流水や焼却灰の放射線量測定のための検査手数料など4,855万円を計上したものであります。南那須広域行政事務組合では、那須南病院の赤字経営や常備消防の再編問題など、解決しなければならない大きな問題がありますので、今後とも議員が一丸となって真剣に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、各常任委員会の所管事務調査について報告をいたします。

7月11日に教育民生常任委員会、8月4日に総務企画常任委員会、8月5日に産業建設常任委員会の所管事務調査を実施し、調査の結果の報告がありました。今回の所管事務調査は、今期定例会で平成22年度の決算が審議されることから、昨年度実施した主な事務事業と公共施設の運営状況などを調査したものであります。決算の審査時に大いに参考になるものと期待しているところでございます。また、各常任委員会から多くの意見、要望が提出され、文書をもって執行部に報告してありますので、改善できるものは早急に対応されるようお願いを申し上げます。

次に、議会広報特別委員会の活動について報告いたします。

7月28日から29日にかけて東京都で実施されました全国町村議会議長会主催の町村議会広報委員研修会に5名の委員の皆さん全員が参加されまして、研修の結果報告がありました。今後さらに内容の充実した、理解しやすい、町民に親しまれる議会だよりの発行を期待申し上げます。

以上、主なるものを申し上げまして、諸般の報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

行政報告

議長（川上要一君） 次に、日程第4、行政報告を行います。

町長の発言を許可します。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 皆さん、おはようございます。

平成23年第5回定例会にご出席をいただき、大変ありがとうございます。

初めに、福島第一原発の放射能汚染対策については、県とともに空間放射線量を山村開発センターにおいて毎日測定し、新聞や県のホームページに掲載しております。

また、小・中学校と幼稚園につきましては、月曜日から金曜日まで毎日午後2時ごろ測定しており、さらに保護者を対象に放射能の理解を図るための講演会を実施をいたしました。

水道水につきましては、定期的に業者に委託し、水道水中の放射能を測定し、結果を町ホームページに掲載しております。今のところ放射性ヨウ素と放射性セシウムは検出をされておられません。また、下水道と農業集落排水汚泥についても同様の取り扱いを行っておりますが、今後も町民の安心安全のため、引き続き定期的に放射能の測定を行い、情報を提供してまいりたいと思っております。

それでは、ただいまより行政報告を申し上げます。

6月15日に、馬頭広重美術館の入館者が50万人を達成をしました。馬頭広重美術館は平成12年11月に開館以来10年7カ月で50万人を達成したことになりますが、美術館を訪れるリピーターをいかにふやすかが課題であります。今後も利用者に愛され、また訪れたいと思うような美術館づくりに努力をしてみたいと思っております。

ことしの夏は小学生、高校生のスポーツの活躍が際立っていました。馬頭ウイングスポーツ少年団は岩手県で開催された東日本ソフトボール大会で優勝し、8月7日、本庁舎周辺で優勝パレードと報告会を行いました。また、作新学院高2年の石井一成選手の全国高校野球選手県大会での活躍や小川小4年、小川卓球スポーツ少年団、小泉涼太選手は全日本卓球選手権大会への出場を決めました。また、全国陸上競技大会のソフトボール投げや高跳びに出場した選手など、那珂川町出身のスポーツ選手の活躍が目覚ましく、多くの町民に希望と感動を与えてくれたことは、本当にうれしい限りであります。

8月27日に開催された夏祭りにつきましては、初めての試みで、夢まつり実行委員会を組織し、「那珂川町夢まつり」と題して「子どもの夢まつり」を開催し、約3,000人の人出でにぎわいました。また、恒例の8月15日開催の「鮎とマスのつかみどり」は、子供を含めまして約1,200人が楽しみました。

9月1日には、小川図書館の改修が完了し、開館式が開催されました。小川庁舎や小川小

学校に近く便利な場所で、バリアフリー化にも配慮された図書館でありますので、多くの町民の皆さんの気軽な利用をお願いを申し上げます。

9月3日には、那須小川まほろば太鼓15周年記念演奏会が開催されました。秋田県美郷町との文化交流が行われていることから、美郷町の菖蒲太鼓が参加して、演奏の共演が行われ、会場は約280人の観客で盛り上がりました。私も拝見させていただきましたが、力強い演奏に大変感動をいたしました。今後も文化交流を継続され、那珂川町の郷土伝統芸能となりますことを期待したいと存じます。

なお、役場の本庁舎及び小川庁舎につきましては、今月から一部解体作業を実施いたします。町民の皆さんにおかれましては、何かとご不便をおかけいたしますが、業務については通常どおり行いますので、ご理解とご協力をお願いを申し上げます。

終わりに、本定例会には報告2件、議案では人事案件のほか条例の制定並びに改正や平成23年度補正予算など15議案を提出しております。また、平成22年度一般会計歳入歳出決算等認定13件を提出しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

また、今月21日からは秋の交通安全県民総ぐるみ運動が展開されます。議員各位におかれましても、なお一層の交通安全意識の向上にご協力くださいますようお願いを申し上げます。

さらに、10月15日には自治功労者表彰式を開催し、終了後、白鷗大学教授の福岡政行氏の講演を予定しておりますので、ご出席くださいますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

議長（川上要一君） 以上で行政報告を終わります。

ここで、先ほどの私の諸般の報告で1件訂正をさせてもらいますが、那須烏山消防署に配備する高規格救急自動車「3,016万円」と言ったそうなのですが、「3,160万円」に訂正をお願いいたします。

一般質問

議長（川上要一君） 日程第5、一般質問を行います。

小林 盛君

議長（川上要一君） 8番、小林 盛君の質問を許可します。

8番、小林 盛君。

〔8番 小林 盛君登壇〕

8番（小林 盛君） おはようございます。小林 盛です。通告に従いまして、一般質問を行います。

記録的な猛暑も一段落し、秋の気配が感じられるようになってきました。実りの秋を迎えるわけですが、日本人の主食である米からセシウムが検出されるのではないかと懸念がされ、検査結果が待たれるというような状況がありました。JA那須南管内においては、きのうその検査が行われたようです。幸いにも検出されずということで、ほっと胸をなでおろすと、そういう状況であります。

また、栃木和牛からも放射性物質が検出されたというようなことで、一時出荷停止というようなこともありました。それも全頭検査という条件の中で安全が確認されたものは出荷停止が解除となって出荷ができるということになったわけですが、それも手放しで喜ぶわけにはいかない事情があります。出荷時期がずれてしまった牛の肉質の低下ということや、風評被害による価格の暴落というものがあるようです。9月1日現在で12%から18%も暴落しているというようなことであります。また、出荷停止期間約3週間の停止期間があったわけですが、その間のえさ代も経営を圧迫しているということです。畜産農家だけではなく、米においても検出はされなかったとはいえ、福島原発に近いということで風評被害の影響を受けるのではないかと懸念がされるわけであります。

このように放射能の汚染の広がりというのは、我々の想像をはるかに超えているものであります。広島の前爆の約168倍もの放射性物質がまき散らされたと言われております。国や電力会社、東京電力などに原発は絶対に安全だと、そしてクリーンエネルギーだと、地球に優しいというようなことで作り上げてきた安全神話というものを信用してしまった結果、そして財政力の弱い自治体はその財政支援ということに目がくらんで原発の受け入れを行ってしまった、同意をしてしまったという結果が、その町に住むことができない、近づくこともできない、いつ戻れるか全く見通しが立たないというような状況に追い込まれているわけでありまして。この原発を受け入れてしまった人たちは、今、自分がこの安全神話を信じてしまったことを悔やんでいるということがニュース等で伝わってきております。

さて、この那珂川町においては、県は迷惑施設である産廃処分場を、振興策という言葉に

隠したあめ玉で、町や地元住民から処分場をつくってくださいという要請をさせるということでもないことをやっているわけですね。本来の北沢の不法投棄の解決とは大きく外れた処分場建設ありきの行政がまかり通っているわけです。そうした中で原発事故による放射能瓦れきが産廃処分場に持ち込まれるという危険性が高まってきたことなど、こういうことを中心に質問したいと思います。

では、具体的な質問に入ります。

町長は、原発の使用済み燃料など放射性廃棄物の受け入れには反対を表明しております。町民の安全・安心な暮らしを守るべき立場にある町長としては賢明な判断だと思います。しかし、福島第一原発の事故により大量の放射性廃棄物が放出してしまったことで、さまざまな想定外のことが起きています。大量の放射線の瓦れきの発生とその処分もその一つであります。政府は8,000ベクレル、この通告書を出すときはこのような国の方針だったわけですが、その後、変わったので新聞の記事を読みますが、28日の下野新聞なんですが、環境省は27日、放射性セシウム濃度が1キログラム当たり8,000ベクレル超10万ベクレル以下の瓦れきや汚泥の焼却灰、煤じんについて、地下水の汚染防止対策や跡地の利用制限など長期的な管理を条件に埋め立てを認める方針を有識者検討会に示した。方針によると、地下水の汚染防止対策がとられた管理型最終処分場に埋め立てをすると、こういうふうの方針が変わったわけですね。8,000ベクレルから10万ベクレル、非常に高濃度の放射性廃棄物が産廃処分場に埋め立てすることが可能になったと、こういうことですよ。それだけ高濃度の放射性物質が行き場をなくしていると、そういうことだと思うんです。

そこで、次の点について伺います。

(1)として、那珂川町としては処分場を要請までしてつくったとき、放射性瓦れきの受け入れを拒否するのかもしれないのか、しないのかというよりも、しないで通せるのかといったようなことでお伺いをしたいと思います。

(2)として、放射能物質を拒否すると、受け入れないというのであれば、その整合性というものがあるのかどうか。その点をお伺いをしたい。

(3)として、拒否しない、あるいは拒否ができないという場合、そのリスクの責任の所在というものはどこにあるのか、またその補償についてはどう考えているのかということをお伺いをいたします。

以上1回目の質問を終わります。

議長(川上要一君) 町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 答弁をいたします。

県営最終処分場への放射性物質による汚染された廃棄物の搬入に関する質問ですが、まず放射性瓦れき等の受け入れについてのご質問にお答えをいたします。

この件に関しては、先日の町議会全員協議会でも答えましたとおり、町といたしましては放射性物質による汚染された産業廃棄物は受け入れない方針であります。県においても8月30日発行のグリーンライフなかがわ第24号でも同じ考えを示しております。

次に、拒否したときの整合性についてのご質問でございますが、事業主体である県と町と、それから地元の行政区の3者で、環境保全協定により受け入れ可能な産業廃棄物を定める予定でありますので、整合性については問題はないと考えております。

次に、第3のリスクと責任についてのご質問であります。これは想定の問題でありまして、さきに答えたとおり受け入れない方針でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（川上要一君） 8番、小林 盛君。

8番（小林 盛君） 2回目の質問に入ります。

町としては受け入れない、そしてグリーンライフなかがわで示されたように県も受け入れないと言っていると。このグリーンライフなかがわ中では、馬頭処分場は放射性物質により汚染された産業廃棄物の受け入れについては想定しておらず、また町も受け入れない考えを示していることから受け入れは考えていないと、このような県の考えですね。

でも、この中で「想定しておらず」というのは、これはちょっとおかしいと思うんですよ。想定段階ではなくて、今現に事故が起きてしまっている。そして大量の廃棄物が行き場を失っていると、こういう中で馬頭処分場には入れることは想定していなかった。想定外のことが今起きているわけですね。そして、それにどう対処していくのかということは今質問しているわけなんです。県が想定外のことで受け入れをしないというのは矛盾があると思うんです。当然、町も県が受け入れないからといって、それでは大丈夫なんだろうということで安心していいものかと。

まず、放射性物質というのは非常に深刻な問題を引き起こすわけですね。風評被害というあの広がりを見ればわかるように、とどまるどころを知らないというような感じであります。ですから、受け入れないはずだったが、とめられなかったというようなことがあってはなら

ないわけですね。県を信用するというようなことだけでは、安全は確保できないと思うんです。

私は、県を信用するということが非常に危険だと思うわけです。どういうことかという、県は処分場をつくるためには、那珂川町民をだましてきました。大きな嘘をついてきています。今、傍聴席に後ろにも県の職員が来ておられるので、私は職員の前で間違いのないことを言おうとしております。ただ、私は県が住民をだましてきた、振り込め詐欺のようなことを平気でやっている、ということやってきたということを今お話ししたい。

議長（川上要一君） 質問者に申し上げます。振り込め詐欺とか、だましたとかというのは後で問題が残る、議会の権威のもとに発言をしていただきたいと思えます。

8番（小林 盛君） 言葉が行き過ぎているか、私は行き過ぎているとはとても思えないんですが、県を信用しては大変なことになるということの裏づけの話を今しようとしております。その裏づけというのは、物事を別な方向から確かなものとして証明するという。証拠というものは必ず裏があるのかということになりますよね。刑事ドラマを見ても、裏をとったのかというふうに、必ず裏がなければ確かなことは言えないわけです。ですから、その裏づけのことをお話しするつもりでいますが、これは質問ではなくて県を信用しちゃいけないですよということの裏づけの話ですから、とめないでいただきたい。途中でとめられると非常に気が散ってしまいますので、質問内容と変わることはありませんから、質問内容をより確かなものとして皆さんにお示ししたいという思いでおりますので。

前置きがちょっと長くなっちゃったんですが、何をもって県を信用できないのかと言っているかといいますと、県が最終処分場をつくるという根拠にしてきたのが、北沢に不法投棄されているあのごみですね、あのごみが非常に危険な状態にあると。あのごみを全量撤去しなければならぬと。しかし、全量撤去して持っていく処分場がないために、その処分場をつくる必要があるんだということで、処分場にすりかえてきた。しかし、本当に危険なのかというこの部分ですね、県は北沢の不法投棄は還元状態にあると。今現在は還元状態にあるから有害物質は出てこないが、還元状態が破れたときに住民に支障を来す、そういうおそれのあるごみですよ。だから、全量撤去が必要なんです。完全にあのごみを根拠として処分場をつくらうとしてきているわけです。

しかし、還元状態というのは、全く酸素が通わない状態を言っているんですね。しかし、矛盾があるというのは、県はごみの調査を行うために、平成10年と12年に2回にわたって、ごみの調査を行いました。詳細調査ということで12年には16カ所ぐらいごみをパワーショ

ベルで掘削しております。大量のごみを掘り起こしたんですね。そして、またそれを埋め戻しております。これは完全にその還元状態を壊した状態になります。堆肥でいえば、堆肥を切り返して酸素を中に入れて、その発酵を促すという、全くそれと同じようなことが県によって行われたわけです。当然、県の還元状態があるから安定が保たれているだけなんですよという説明とは相反するわけですね。その還元状態が破れた中でも、一度も有害物質が検出されていません。これはモニタリングということで、ずっと県はその調査を続けてきているが、一度も検出されたという報告はされていないわけですね。

したがって、北沢のあのごみを巧みに利用しておどしに利用したんですね。非常にあのごみはそのうちいつか危険な状態になりますよということを言って住民をだましてきたと。そして根拠にしてきたということです。これはひどいじゃないですか。私が言っているような詐欺と同じようなことを平気で県がやっていると。

それともう一つ……

議長（川上要一君） 質問者に申し上げます。先ほど私から注意したとおりでございますので、通告に従って質問をお願い申し上げます。

8番（小林 盛君） 今言ったように県が住民をだましていると。そして、だましているという部分ですが、もう一つあります。これは、不法投棄という犯罪行為を解決するのは法律によって解決が図られるべきなんですね。当然、北沢のあのごみは不法投棄でありますので、行政というのはすべて行政法という法律もありますし、法律に基づいて行われなければならないわけでありまして。

法律による行政の原理とは、行政権の行使は国民の代表機関である国会が制定した法律に基づいて、しかもその法律の内容に適合するように行わなければならない。いかなる行政活動も法律の定めには違反してはならないという原則です。行政長は国民に対して法律に違反したり抵触する行為をすることはできませんし、行政組織の内部においても法の趣旨に反する通達や職務命令を発することは許されませんと、こういうふうに法律になっているのに、不法投棄を公共事業で解決しましょうというのは大きく法律から外れている要請です。

処分場をつくるためであるならば手段を選ばずというのが今の県のやり方でありまして、不法投棄問題を解決するのに、なぜ町にあめ玉をたくさん配って、処分場をつくってくださという要請をさせるんですか。また、地元住民、反対していた住民を今度は賛成にするために、何で振興策、振興策ということで賛成に導くんですか。これは間違った行政だと。ここで、こういう理由から県を信用するのは非常に危険ではないと、そういうことであります。

町長の受け入れないと県も言っているから大丈夫なんだということについて、信用していいのかという部分で、もう一度お答えいただきたいと思います。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） これについては先ほど答弁したとおり、受け入れないと思っていますし、例えばこれ以外のものについても、これは管理型ですから管理型についての捨てられるものというのは決まっていますから、これについてもやはり検査体制というのは、私は県あるいは町、それから住民の代表の方でちゃんとした検査体制をつくって、これはもしくはできた場合ですよ、それは検査体制をつくっていききたいと思います。放射能については先ほども申したとおり絶対にこれは受け入れない、そういう方針です。

議長（川上要一君） 再々申し上げます。逸脱している箇所が相当ありますので、質問通告に従って質問をしてください。

8番（小林 盛君） 裏づけの話をしたということで、これはこの通告から外れていると私は思いませんが、ちょっと方向を変えます。

それでは、（２）の質問に移りたいと思いますが、大金町長には町から県に対して処分場を要請しているという観点から、県の立場になって答弁をしていただきたいと思うわけです。

福島原発の事故で高濃度の放射性物質に汚染された瓦れきが手つかずで放置されたままで大量にあるわけです。これをどのように処理をするのかということで、国もまだ方針を固められていないようではありますが、5日だったですね、きのうだったと思うんですが、細野原発事故担当大臣が、福島で大量に発生している放射性瓦れきですね、また除染に伴って大量に土が削られると。削った土の行き場がなくなっているということで、しかし余りに量が大量であるということで一時福島に仮置きすると。しかし、やがてそれは県外にすべて処理しますと。福島県民にこれ以上迷惑をかけることはできないということで、痛み分けということで、県外に放射性物質である廃棄物をお願いするというようなことを言うております。その点に関しては二転三転したわけですが、細野担当大臣は菅内閣のときも原発事故担当大臣をやっておられて、そのときも福島に埋め立てすることは一切ありませんということを記者会見で言っていたわけですね。

その後、菅総理が、福島で発生したごみだから福島で全部お願いしたいというようなことを記者会見で言ったこともあったわけですが、その後、内閣がかわって、原発事故担当大臣にまた留任というんですか、再任というんですか、かわったわけですが、そのかわった大臣が県外にお願いすると、そういうことを言っているんですね。そういうことになると、栃木

県としては、全く受け入れませんということは通用していかなくなるんですよね。幾ら受け入れないと今ここで言っている、受け入れざるを得ないという状況に変わっていくんじゃないか。処分場をつくるということは、そういうリスクも抱えているんだということなんです。だから、こういうことに対して町長としては、そういうことは絶対にないと言い切れるのかどうか。再度お願いします。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） 私は那珂川町の町長なので、県知事ではございませんので、県の立場からの答弁はちょっと無理ですので、町長としての答弁をしたいと思います。

これは、最初は8,000ベクレル以下は産業廃棄物処分場でも処分してもいいよと、こういうことでしたが、今はそれ以上でもいいということになっていますけれども、私は法的な縛り、これを私のところで、まだまだ処分場はいつできるかわかりませんが、もしかできたときに、そのときにどうなっているかわかりませんが、これはこれからもそうだと思いますが、法的に絶対に産業廃棄物処分場は放射能を帯びたものを埋めなさいよと、政府が指示したベクレル以下の場合には埋めなさいよという法的な縛りは私はないと思うんです。これからはないと思うんです。ですから、これは拒否することはできると思うので、那珂川町としては、ちゃんと放射能を帯びたものについては受け入れはできないと、しないと、そう私も考えておりますし、これからはそのように対処していきたいと、そう思っています。

議長（川上要一君） 小林 盛君。

8番（小林 盛君） 県の立場、知事の立場で答えるわけにいかない、それは当然なんです。ただその要請をしているということにおいては、それなりの責任というのがあるわけですよ。処分場はやむを得ず受け入れざるを得なかったというのであれば、まだそれはそれなんです。要請をしてつくるということは、それなりに責任もありますよということを言いたいわけなんです。法律的に受け入れを強制させるというようなことはないというようなことではあります。確かにそうかもしれないんですが、例えば県外のごみは絶対断るといようなことも考えているかもしれませんが、そういったこともすべて栃木県だけはしないという、ほかの県でもやむを得ず受け入れざるを得なくなったというような流れになってきたときには、栃木県だけは嫌ですよということも、これは通らない話になっていくのではないかと。そうなったときに、栃木県としては管理型は今度つくる馬頭処分場が初めてですよ。1つしかないんです。だから、栃木県が県としての責任を負うときにはあの処分場しかないんですよ。

しかし、それがもしそうではないというのであれば、きちんとした裏づけがなければ信用できないということをさっき言ったわけなんです。馬頭処分場には持ってこないけれども、放射性物質、県内にも発生していますよね。あちこちに発生しているんですね。例えば那珂川町というか、南那須広域行政のほうから保健衛生センターのごみ処理した煤じんからも1,726ベクレルという放射性物質が検出されているわけですし、例えば那須塩原市などでは非常に放射線が高いということで、それを除染するために小・中学校の校庭の土をすべて削って除染を行っているというふうな記事もあります。これらによって、除染に伴って削られた土、それは今現在は校庭の片隅などに山積みになっているわけです。

しかし、これらはシートをかけてあるだけなんです。地元の人たちにとっては、もう一日も早くそれを処理してほしいと、処分してほしいと、そういう要望が出されているわけです。その責任の先頭に立っている県が、県内に初めてつくる処分場に一切そういうのを受け入れません、そんなこと言って本当にそういうことができるんですかということですよ。

例えば処分場を別につくる計画がありますよと。ここに放射性物質は埋め立てをすることが決定していますと、そういう確実なことがあって、馬頭処分場には受け入れはさせないと、持ってこないということを行っているのかどうか。その裏づけになる部分があるのかどうかお伺いをいたします。

議長（川上要一君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） では、お答えします。

まず初めに、先ほどのグリーンライフなかがわで想定していないと、県のほうではというのは、廃棄物処理法、それに基づいて放射能物質は除くということでございますので、現時点では想定はしていないということでございます。

あと、那珂川町にどうしても産業廃棄物、放射性物質に汚染された産業廃棄物を入れなくてはならないのではないかとということでございますが、震災で出ている瓦れきというのは、一般的には一般廃棄物でございます。一般廃棄物についても、協定等を結べば産業廃棄物の最終処分場で処理はできますが、通常、一般廃棄物に関するものについては地域の自治体で処理をするということでございます。そういう中で産業廃棄物、現実的にどういうものが、例えば栃木県で入れてくれとか頼まれるかどうかはわかりませんが、現実的には一般廃棄物ということでございます。

以上です。

議長（川上要一君） 小林 盛君。

8番（小林 盛君） 災害で出たのは一般廃棄物だという今の室長の答弁なんですが、放射能に汚染されたものは産業廃棄物として管理型の処分場に埋め立てをすると、国がそういう方針を出したんですね。ですから、汚泥であったり、それからさっきも言ったような削った土であったりとか、あるいは瓦れきであったり、放射能を帯びているということで、それは一般廃棄物の処分場に入れることはできません。ですから、10万ベクレル以下という限定をつけて、これは産業廃棄物として産廃処分場に入れますよというふうに県はそういう方針を打ち出してきたということで、これは新たにこういうことができてきたんですね。以前から言われていることとは違うんです。だから、当然多量の産業廃棄物が産廃処分場に運び込まれてくるのではないかと心配をしているわけなんですけど、質問を繰り返しても答えは同じなので、次に移ります。

次は、拒否しない、または拒否できない場合、そのリスクと責任の所在はどこにあるのかと、また補償についてというようなことで、先ほど町長から持ち込ませないということであるので、そのリスクとか責任の所在というものは考えていないというようなことだったと思うんですが、拒否はしますよね、持ち込ませないと。そう言っても拒否できなくなっていくと、先ほど言っていますように拒否できなくなってしまって入ってしまったと。処分場を受け入れてしまった結果、処分場を受け入れる条件として絶対に放射性物質は受け入れませんという約束だったわけなんですけど、その後、国の方針や県の方針の変更とかにあって受け入れざるを得なくなってきたと。そういう場面も想定できるわけですよ。

例えば原発、大津波を想定しなかったと。あれは想定外だという人もいますが、当然想定しなければならなかったということで、その責任が東電も国も問われているわけですよ。当然、処分場を受け入れるということはこういうことにつながってくるんですよと、後でそういうことになっていかないのかどうか。もしそうになって那珂川町民も例えば農家が風評被害等で大打撃を受けてしまったとか、温泉協会のほう、観光協会、いろいろな形で影響を受けてしまっているという、そういう風評被害等が出た場合、私は拒否したんだから私には責任ないと、そういう考えでおられるのかどうかお伺いをいたします。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） 想定外の質問ですので答弁はできませんけれども、しかしこういう放射能についての、うちの処分場以外の問題で話ししますと、この放射線被害を出したのは東電でありますし、国の責任でもありますので、これは当然そういう産廃場の問題じゃないですよ。これは今もそういう問題が出て、東電と国が補償しますと、こう言っていますね。そ

ういうことで、この処分場については受け入れないと、こう言っていますから、想定外の質問については答弁できません。

議長（川上要一君） 質問者に申し上げます。想定されるされると言っているんですが、執行部からは、はっきりと持ち込ませないと。はっきりとした答弁がなされておりますので、よく考えて質問していただきたいと思います。

8番（小林 盛君） 質問が空回りなので、今やめようと思ったわけでありまして、これで質問を終わります。

議長（川上要一君） 8番、小林 盛君の質問が終わりました。

ここで休憩をいたします。

再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

議長（川上要一君） 再開いたします。

一般質問を続けます。

益子明美君

議長（川上要一君） 5番、益子明美さんの質問を許可いたします。

5番、益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番（益子明美君） 5番、益子明美です。質問通告に基づき、3項目について質問いたします。

まず貧困ビジネスについて。

昨年3月定例会一般質問で、私はこの件を質問いたしました。矢又のある地区にできた荘という施設が社会的弱者を顧客として稼ぐビジネスである貧困ビジネスに当たるのではないかと。憲法25条において、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を

有すると保障されていることから、この 荘に居住を余儀なくされている人々が人権侵害を受けるような問題を抱えているのではないか。さらにこの施設ができたことで近隣住民の方々が生活上不安を抱えることになってはいないか等、矢又の住民の皆さんの立場と、この 荘に住んでいる方々の立場、双方の生活上の問題に当たるのではないかとということで質問いたしました。

そのとき執行部からの答弁は、町としては生活保護の実施機関ではないので、細かい内容の報告を受けていないという実に人ごとのようなとらえ方であったと認識しています。その後のことは新聞報道にもありましたように、心配していたことが現実になり、ごみを燃やして火事を起こしたり、ごみをポイ捨てする、酔っぱらって道端で寝るなど近隣住民の皆さんに強い不信感と不安感を抱かせています。また、その施設の状況が1人2畳分の部屋に生活をさせられているなど、プライバシーの侵害に当たるのではないかとこの見方もできることから、施設そのものに問題があるのではないかと懸念もされるものです。

そこで質問いたします。

矢又地区住民から特定の方々を対象にした生活指導強化のお願いが町長、警察署長、県北健康福祉センター長あてに出されました。このことを受けて町はどう考え、対応したのか、また警察や県北健康福祉センターとの連携はどうなっているのかお伺いいたします。

前回の質問で、町はこの施設は貧困ビジネスには当たらないものとの認識、答弁であったと思いますが、では、この施設はどのようなものととらえているのかお伺いいたします。

地域住民が心配していたことが次々と起こり、安全で安心な暮らしが脅かされています。このような形態の視察が那珂川町の空き家等をねらって、またつくられないとも限りませんが、町として今後の対応策をどのように考えているのかお伺いいたします。

2番目として、町の食料生産品の安全性についてお伺いいたします。

原発の問題で放射性物質の食品への影響が心配されており、栃木県でもさまざまな影響が出ていることは周知のとおりであります。人の命、健康を第一に考えて取り組む姿勢が安全性を確保し、人々に信頼と安心感を与えることにつながり、やがては消費者や旅行者、そして何より地域住民のためになると考える立場から質問いたします。

1、震災以降、農産物や加工品、町の食料生産品の売上高は、震災以前に比べてどのくらい減っているのかお伺いいたします。

風評被害から生産品を守るため、または安全性を立証するために町はどのような役割を果たしているのかお伺いいたします。

宮城県や福島県の野生のイノシシからセシウムが基準値の4倍から6倍を超えて出ています。那珂川町で捕獲されたイノシシは調査をされているのかお願いいたします。

安全性の立証やPRをするためにも、さまざまな生產品の放射能検査を町独自ですべきであると考えますが、町はどのように考えるかお伺いいたします。

また、町には観光総合整備推進室があります。この推進室の中に放射線対策係を設けて、一元的に情報の収集・管理と町民への情報公開を積極的に行っていくべきと考えますが、どうお考えになるかお伺いいたします。

3番目、震災後の観光業についてお伺いいたします。

今度の震災で観光の中心である広瀬地区の被害は大きく、那珂川町に与える影響も多大であると感じています。那珂川町全体では観光に関する震災の被害はどのようなものがあるでしょうか。観光客数や売上高はどうなっているのか、また震災を機に廃業に追い込まれたところはないかお伺いいたします。

町にとって、観光による交流人口の増加のメリットは大きく、まちづくりのかなめとしての観光業の復興は欠かせないものと感じておりますが、震災後、町は観光業復興に関してどのような役割を果たしてきているのかお伺いいたします。

温泉街や小砂焼き関連施設等の被害が多くあり、町全体の観光業としてのダメージにつながるようにするためにも、一日も早い復興が望まれるところであります。町として支援の仕方考えるために、多方面で活躍する方々で組織した復興会議なるものを設置するべきと考えますが、町としてどうお考えになるかお伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

議長（川上要一君） 町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 益子明美議員の第1項目の質問にお答えをいたします。

まず1の質問についてであります。平成23年5月、那珂川町町長、那珂川町警察署長、県北健康管理センター所長あてに、矢又地区の特定の方々を対象とした生活指導強化のお願いの文書が提出されました。日常あいさつもなく、ごみを捨てたり、酔っぱらって道端に寝る等、マナーを守らない住民に住民は不安を感じているとの内容でした。町としましては平成23年5月13日、指導機関である県北健康管理センターと住居を訪問しまして、日常生活を送る上で留意すべき事項について指導をし、県においては継続的に毎月訪問し、指導をしているところであります。

また、町といたしましては那珂川警察署、地元民生委員の委員さん等とも連絡を密にしまして、生活指導等の対応をできるようにしております。

2点目の質問についてであります。社会福祉法上の無料低額宿泊所として栃木県知事に届け出がなされております。

3点目の今後の対応についてであります。空き家等となる物件について所有者に、貸家とする場合には使用目的等を十分に把握された上、契約をされるよう指導、周知を図るとともに、税務課等関係する機関や民生委員を含めた地域住民からの情報を得るとともに、以前の宗教法人や今回の暴力団対策等、地域住民とともに地域になじまない利用は受け入れないという姿勢で速やかに対処してまいりたいと考えております。

その他の質問については、担当課長から答弁をさせます。

議長（川上要一君） 農林振興課付課長。

農林振興課付課長（秋元誠一君） じゃ、私の方から大きな2番の2点目の中で町の食料生産品の安全性について、1番から4につきましてお答え申し上げます。

まず、震災以降の農産物や加工品、町の食料生産品の売上高ですが、3月11日に発生した大地震、また東京電力の原子力発電所事故により、当那珂川町におきまして葉物野菜のシュンギク、ハウレンソウの出荷制限、また肉用牛の出荷停止など多くの被害がありました。

また、多品種にわたり風評被害が生じました。とりわけトマト、イチゴなどは販売金額の減及び販売単価の下落が見られました。那須南農協管内で前年同期と比較しますと、震災直後トマトにおいては販売金額、販売単価とも3割から4割の減少、イチゴにおいては販売単価が2割ほど下落しました。しかし、その後、徐々に回復しております。町内の1直売所における販売金額は、災害のあった月には4割の減少がありました。その後、回復傾向にあるものの、依然として前年同様とはなっていない状況でございます。

2番目ですね、このような風評被害から那珂川町の農産物を守るために、国・県が行っております放射性物質検査の結果、いずれの農産物においても食品衛生法に適合しており、安全・安心が確認されております。町といたしましては、関係機関とともに農家、消費者に周知しているところでございます。現在、那珂川町において出荷制限されている農畜産物はありません。

3番、野生イノシシの放射性物質につきましては、町独自の検査として8月に2回実施いたしました。その結果は那珂川町健武で捕獲されましたイノシシについては、放射性ヨウ素は検出されず、放射性セシウムは暫定規制値500ベクレル以下でありました。また、茂木町

で捕獲されたイノシシにつきましても、放射性ヨウ素、放射性セシウムともに検出されませんでした。いずれの検査でも安全が確認されたところでございます。

4番、町独自で放射能の検査を行うべきとのことについては、現在県で実施しております農畜産物の放射性物質検査の結果、安全・安心が確認されておりますので、町としましてはその結果を受けて、各種イベント、ケーブルテレビ、広報紙などPR活動に努め、消費者に理解を得てまいります。イノシシにつきましても町独自に検査を行っておりますが、引き続き実施し、安全を確認の上、八溝ししまるブランドの普及に努めてまいります。

以上です。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子実君） それでは、第5点目の放射線対策係の設置と一元管理、情報公開についての質問にお答えいたします。

福島第一原発事故による放射能問題につきましては、安心・安全な生活の重要な問題であることは認識しております。現在は住民生活課、環境総合推進室、農林振興課、上下水道課、健康福祉課及び学校教育課など、さらには広報媒体としてのケーブルテレビ放送センターや広報所管課など関係各課の連携により対応をしております。係あるいは担当部署を設置して一括集中管理による方策も考えられますが、現時点においては窓口である住民生活課、生活環境係を中心に関係各課の連携をさらに緊密にしながら放射能問題への対応、情報提供を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長（川上要一君） 商工観光課長。

商工観光課長（高野麻男君） 益子議員の3項目めの震災後の観光業についてお答えいたします。

第1点目の観光関係の震災被害に関するご質問にお答えします。

震災による被害は町の観光施設だけでも、まほろばの湯湯親館をはじめ、ふるさとの森公園の古民家、ふるさと館、展望台、道の駅観光センターや旅行村の管理棟など、多くの施設で被害を受けました。馬頭温泉郷においても、いまだに再開の見通しが立たない旅館があるなど、復旧にはいましばらくの期間を有するものと思われれます。また、原子力発電所の事故による原子力被害も発生しており、自粛ムードや風評被害による観光業の被害は、はかり知れないものであります。

観光客数に関するご質問ですが、主要な町の施設における入り込み客数を申し上げますと、

3月が対前年比28%、4月が24%、5月が53%となっております。また、震災を機に国山窯の売店が今後、閉店すると聞いております。

2点目の復興に係る町の役割に関するご質問にお答えします。

まず、温泉から放射性物質が検出されなかったことから、温泉が安全であることを町ホームページでPRしたほか、7月4日にはJR宇都宮駅コンコースにおける観光キャンペーンに、7月23、24の両日は栃木県及びやすらぎの栃木路共同宣伝協議会主催の「栃木へこらっせ！」有楽町フェアに町観光協会と参加し、風評被害による影響を払拭する取り組みを実施してきました。

また、町内においては観光協会における鮎とマスのつかみどりや9月からは温泉保護開発協会における「一泊して温泉トラフグを食べよう」をテーマにして温泉キャンペーンを始めました。これに先立ち、8月28日には道の駅においてトラフグ刺身の試食会を実施しました。このような取り組みを側面から支援していきたいと考えております。

3点目の復興会議の設置に関するご質問にお答えします。国では原子力損害賠償紛争審査会において、原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定に関する中間指針を取りまとめ、東京電力株式会社による補償手続が進められようとしています。風評被害や間接被害の営業損害の算定基準などが近く公表されると思いますが、資金面の手当てが復興には必要と思われれます。

議員ご指摘のように温泉旅館や小砂焼関連の施設の被害は大きいものがあります。しかし、これらの施設は会社や個人の資産であることから、町の中小企業振興資金の活用や災害被害者に対する租税の免除等、被災者支援制度を最大限活用いただくことを基本に考えております。復興会議の設置については考えておりません。したがって、震災以前の入り込み客数を確保できるような観光宣伝を関係機関、団体が協力して推進することで対応したいと考えております。

以上です。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） 再質問をさせていただきます。

まず貧困ビジネスについて。ことし5月に提出されました矢又地区住民の方々からの生活指導強化のお願いに関しては、町としては県と住居を訪問し、指導されたということでありましたよね。このときの指導というのは具体的にどういった指導でしたかお伺いいたします。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 特に周辺の住民の方に施設の内容等についてのご説明等、よくわかってもらえるような形でしていただきたいということとか、日常の生活について酒を飲んで入り口といますか、道路に寝ているとか、そういうふうなことにつきましてはやめるような、なるべくそういった生活指導を管理者の方がするようにというようなことでお願いをしてまいりました。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） 周辺の方々に迷惑がかからないように、管理者にその辺を指導徹底してほしいということをお願いしたわけですね。管理者というのはいらっしゃるわけですね。ただ、そこにずっと一緒に住んでいるわけではない。前は月に何度か、または週に1回程度しか来ていない。そういう状況で管理徹底できるのかということが1つとして、まず問題がありますよね。その辺の改善はなされましたか。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 特にその後、何回か問題が起きた時点で連絡をしておりますと、管理者はおりまして、お話が通じるようになっていきますので、その辺のところも若干改善されたんだろうと思っています。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） その辺の指導ですね。県とともに管理者は常に 荘という施設にいるべきではないのかということ徹底していただかないと、住民の方々の不安というのは解消できないと思うんですね。その方がいないときに事件が起きたり、いろいろなことが起きたりしているという事実がありますので、その辺の指導徹底というのをいま一度県としっかり協議していただいて、徹底していただくということによろしいですか。

それで、この施設の届け出がされたそうですね。届け出なされていなかったんですが、昨年立入調査が入って、そのときに指導があって届け出をしなさいということになりましたが、社会福祉法上この施設は第2種に当たる事業ということでの届け出がなされたのか確認させていただきます。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） この施設につきましては平成22年7月26日、第2種社会福祉事業の開始届け出が県に出されております。同施設につきましては無料低額宿泊所という形でございますが、生活困難者のため無料または低額な料金で簡易住宅を貸し付け、または宿泊所その他の施設を利用させる事業という規定になってございます。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） 昨年22年6月に日本弁護士会によって無料低額宿泊所の問題に関する意見書というのが出されているんですね。5つほど要点があるんですが、その中の一つに実態は第1種に当たる社会福祉事業、これもそれに当たるのではないかというふうに私は思っているんですけども、それを第2種福祉事業として営業することを容認することはやめなさいと、これ国に提言しているんですね。

その第2種事業として届け出をされて、今こういった施設の運営がなされているわけですが、社会福祉法上では第2条第3項8号で、生活困難者のために無料又は低額な料金で簡易住宅を貸し付け、または宿泊所その他の施設を利用させる事業が定義されているわけですよ。簡易住宅というのは、設備規模は普通の住宅とほぼ同様ということで、宿泊は一時的な宿泊をさせる場所という規定ですよ。ここに第2種事業として届け出された 荘というところに滞在されている方は、一時的な宿泊をされているわけではないですよ。入居時、一番最初は1月でしたかね。昨年1月からずっといる人もいるのではないかと。この一時的な宿泊をさせる場所として許可しているということから逸脱しているのではないかとというふうに考えますが、課長はどのようにお考えになりますか。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 一時という期間がどの程度かというのは、ちょっと判断は難しいと思いますが、基本的にはそこで生活を立て直して、自活、自立できるような生活を送れるように県等とも指導しているわけでございます。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） 一時的な宿泊という実態がないというふうに考えているわけですよ。一時的というのは1週間とか1カ月とか、その方が自立自活できるような状態にということだと思ってしまうんですけども、この場合はそこに入られて、実際那珂川町の住民と皆さんなられましたから、さまざまな住民サービスを受けていますよね。デマンド交通を使ったり、町内の病院に通ったり、そして今回は問題を少し含んでいる方が介護認定を受けて、そして介護施設に入居するという状況になっているというふうに把握しておりますが、その場合、身寄りのない方々がこちらのところに住居を構えていらっしゃるわけですから、その方たちが入院またはそういった施設に入るときの保証人というのは町長がなっているわけでしょうか、お伺いいたします。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 今のところ、そういった手続等につきましてとっておる段階でございますので、最終的にどのような形になるかについては今後でございますので、今の段階では申し上げられません。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） はっきりした答弁がいただけないんですけども、普通、那珂川町民の方で身寄りのない方であれば、その保証人というのは町長がなるということもやむを得ないということがあると思うんですが、こういった施設、社会福祉法上一応は認められている施設ができて、そこの経営者と経営責任者ですね、それから管理責任者というのがいるわけですよね。その方に入居者の方々の身元引受人または保証人になることを実際お願いされていますか。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 現在の段階では、まだ入所の手続をとっているといいますが、探している、入所先を探しているような状況でございますので、その後の経過につきましては、基本的には管理人の方に、あるいはその所有者の方にそういった責任をとっていただくかどうかお願いするような形で対応してまいりたいと思っています。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） お願いをするということですよ。どうも拒否されているという話を聞くんですよ。町長が責任者として身元引受人、保証人になるということを実態としてあるのではないかというふうに思っていますが、町長はこの件に関してどういうふうに思われますか。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 町の中で、ひとり暮らしでそういった施設に入るといような場合には当然そういった形で対応している場合もございます。その辺のところ、今後の最終的な入所の段階まで基本的には引き受けていただくような形で対応してまいりたいと思っています。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） 町長は引き受けないということによろしいんでしょうかね、その場合の身元引受人は、町長は引き受けないという理解でよろしいですか。

議長（川上要一君） いいですか、町長。

町長（大金伊一君） この問題、非常に本来ならば出て行ってもらうのが一番いいんですか

ね。そういうことで、この問題については法に基づいて、やはり処理せざるを得ないのかなと、そう思っております。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） 町長は法に基づいて、この問題は対処しなければならないというふうに考えているというふうにおっしゃいましたよね。法の網をくぐって、すれすれのところで、こういった事業が展開されているという現実があって、昨年、議員立法で無料低額宿泊所の問題に関して改善をするべきだと、法律改定をするべきだということが話し合われていたはずなんですけど、それに関しては、ちょっと震災後の対応が先ということで、立法にまでは至っていないんですが、この問題点というのはすごく根深いものがあると思います。この無料低額宿泊所、第2種ということで社会福祉法上に決められている施設ということで届け出がなされているわけですが、先ほど申しましたように一時的な宿泊をさせている場所ではないということがありますよね。多数の要保護者を長期的に入所させている施設だったと言ってもいいと思いますが施設型の事業は本来第1種事業に該当する事業なのに。だから実態は第1種事業なのに第2種事業という形をとっておられているのではないかとこのことがあります。ですからその辺をもう少し、しっかりとして町が最終的な住民の方々の責任を負わなくてはならないし、さまざまところで税金を投入していくわけですから、その辺に関しては、県にお任せということではないと思いますけども、しっかり県にですね、こういうことで指導してほしい、こういうことは改善してほしい、こういうことはあってはならないではないかということを経営に基づいてきちんとやっていってほしいと思います。この件に関しては、昨年の6月18日に日本弁護士連絡会からも意見書というものが出されております。それをよく検討していただいて、今後の対応にあてていただきたいと思います。そして何よりですね、人権的にも2畳のですね、長い長いウナギの寝床のようなところへ寝かされているわけですよ。そういった状況に入れられている方々も、本当に憲法に保障されている最低限の生活とこのを保障されているのかどうかということにも関係してきますので、両方の面から町はしっかりと対応していただくことを望みます。

そして、何よりに二度と火事がおきるようなことのないよう、県と連携して周辺の嚴重な住民生活安全を守るための注意を払うように要望しまして、この件に関しては質問を終わります。

それから、食料生産品の安全性についてお伺いいたしました。町の農産物に関してモイチゴ、トマトを初めたくさんのが昨年に比べ減額になっているという風評被害というもの

が大変大きいのではないかということで答弁をいただいています。その風評被害に対して、この生産品は本当に安全なんだということを立証するには、やっぱり独自に町が調べていく。県に月に何回かお願いするというのではなくて、例えば直売所の品物とか、JAとか、そういう大きな団体に所属しているものは県・国等が調べてくださいますよね。ただ、そういった直売所に出されるもの、または家庭菜園で取り扱われているもの、それから旅館でお客さんがこの食べ物は安心かというふうに聞かれるようですけども、そういった食材に関して町が独自にいつでも調べられて、その安全性をきちんと了解できるということが一番住民の皆さん、そして町外から来られる皆さんにとって大切なことだと思います。その食品の放射能測定器を町独自で導入するお考えはないか、もう一度お伺いいたします。

議長（川上要一君） 農林振興課付課長。

農林振興課付課長（秋元誠一君） 今のご質問ですが、町といたしましては一応統一性を図るというようなことで、国で定めております放射性物質の暫定規制値に基づきまして、国・県で実施しております結果を踏まえまして、関係機関とともに対応につきまして考えております。ただ、現在のところは、今後状況等が変化してくる可能性もあると思いますが、現在町としては、国・県と歩調を合わせまして安全・安心のPRをしていきたいというふうなことで考えております。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） 県と一緒にやっていかれるのはもちろんのことと思いますが、いま一步、町として本当にこの町から出される生産品は安全なんですと、ぜひこの町にもいらしてくださいと、観光の面からでも、ここに住む人々の生活の面から安全性を確保するということが一番重要だというふうに思っています。この食品放射能測定器というのは、それを購入する自治体がふえてきました。

その中の一つ、茨城県河内町、ここは人口1万人ぐらいの財政規模、予算額40億ぐらいのところなんです、この原発事故後、農畜産物の出荷制限や、これに伴う風評被害によって農業者等に大きな損害を生じたことから、町の農産物の安心・安全を消費者にPRし、また不安を感じる町民の皆様が安心して生活していただけるようにと食品放射能測定システムを導入したとしています。500万ぐらいで買えるそうです。性能によって、または大きさによっていろいろだと思いますが、学校給食の食材や直売所に持ち込まれる農産物の検査を無料で行う方針で、野菜、肉、牛乳、土などに含まれるセシウムとヨウ素を約10分で測定できるというものだそうです。

こういうことに積極的に取り組むからこそ、安全性をPRできるんですよね。そういった安全性のPRのために、ぜひぜひこの農産物の測定器を取り入れる考えを前向きに検討していただくお考えはないか、町長にお伺いいたします。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） 実はこの測定器は那須烏山市とそれから那珂川町と、それから農協で購入しようという話がありました。しかしながら、これは確かに測定したものはこれ公式なものではないんですね。ですから、それではかって果たして安全だということは、これは言えないですけれども、やはりそういうものは必要だというふうに思いますので、今後、烏山あるいはJA、それから那珂川町とでも協議をしまして、400万か500万で買えるんですから、ぜひそういう話を進めていきたいと思っております。

また、県はこの放射能測定器、これが一番公認の測定器であります、ゲルマニウム半導体測定器というのが3台あります。これで、はかりまして、県の正式な安全を宣言しているわけで、農産物については多分260以上の栃木県の農産物をはかっております。全部すべて安全だということになっております。前にも言いましたように公式な測定でないと風評被害のおそれも出てくるわけですし、そうは言うものの、町民のこれは安心・安全な生産物、あるいは生活をする上において安心であるという、そういう測定をする測定器を、これは前も言ったように購入することについては、今後考えていきたいと思っております。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） 町が測るんですから、公式でないわけがないと思うんですよね。町が測定するということになれば、それは公式な数値として広く皆さんに安心を与えるものになるのではないかとこのように考えます。測定されていないものがどうなのかなという不安でいるよりも、きちんと測定されて安全なものだけ出荷されていますよ、安全なものだけ食べていただいていますよというふうにPRするほうがプラスが多いんですよ。ここに来る皆さん、ここに住んでいる皆さん、本当にそのことに関しては、どうなっているのかというふうに不安を抱えていますので、そのことに対する安心・安全のまちづくりを掲げられている町長ですから、ぜひ前向きにご検討いただきたいと思えます。

それから、きょうの新聞でも出ておりましたが、学校給食の問題で献立変更などをしたり、独自に食材の検査をしたりということがあります。那珂川町の学校給食の食材の検査はされているのでしょうか。お伺いいたします。

議長（川上要一君） 教育長。

教育長（桑野正光君） 議員の皆様方にも大変ご心配をおかけしているところであります。子供たちの食の安全ということについて、私どもの大きな課題でありますし、学校給食を提供するという立場で大変腐心をしているところでもあります。

私どもが今対応している現状についてお話を申し上げます。学校給食センターで使用する食材については、主に学校給食会から調達をしております。学校給食会においては、県の農産物検査に基づいて安全性が確認されたものが納入されているということでもあります。また、一方で地産地消の観点から、直売所等地元農産物の利用に関しては県の農産物検査及び農業振興事務所等の指導に基づいて安全性が確認された農産物を食材として使用しております。

なお、調理業務を委託しておりますイトランド株式会社においても、独自に野菜等に付着した放射性物質の対応マニュアルを作成して調理業務に当たっているところであります。

いずれにいたしましても、今後とも学校給食会及び県、ＪＡ、調理業務委託業者等と連携を図りながら、安全な学校給食を提供するというところで万全を期していきたいと考えております。

議長（川上要一君） 質問の通告になかったんですが、子供たちの安全ということで、今、教育長から答弁がありました。質問の通告を今度細かく出していただきたいと思っております。

益子明美さん。

5番（益子明美君） 関連ということで、すみません、質問させていただきました。教育長からご答弁いただきましたので、その安全性については十分配慮されているということで、保護者の皆さんや、また町に対してきちんとホームページとかケーブルテレビとか広報などを通じて、きちんとお伝えしていただければありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、イノシシですね。イノシシ8月に2回検査されたというふうに言われていますが、町のブランド品として町の顔として、ししまる君として取り扱っているわけなんですよ。だから、そこは絶対安全性としては欠かせない部分であると思うんですね。だから全頭検査をしていただいて、ぜひもう全部検査しております、このブランド品として出されている那珂川町のししまる肉は安全ですという宣言をしていただくように取り計らっていただくおつもりはないかお伺いいたします。

議長（川上要一君） 農林振興課付課長。

農林振興課付課長（秋元誠一君） イノシシ肉につきましては、現在肉用牛とか、そういう関係で稲わらの関係で放射性セシウムが検出されたということもございましたが、野生動物

というイノシシ肉というようなことで牛肉等と同一の扱いは難しいということもございます。ただ、今後情報等を的確に把握しながら、町ブランド品の一つとして定着しつつあるイノシシ肉につきましてモニタリング検査を適宜実施しまして、安全・安心な食料として消費者に対して広く周知する必要があると思います。なおかつ、消費者にご理解いただくことは非常に重要であり、大変大切なことと思っております。

以上です。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） 実際、福島県とか宮城県では、そういった野生のイノシシから放射性セシウムが基準値を超えてたくさん出ているわけですよ。野生のそういった動植物に関しては、とりあえず食べないでくださいという住民への通達も出しているわけなんですね。そういう状況にある中で、那珂川町はイノシシ肉をブランド化して生產品として出しているわけですから、その安全性に関しては保証しなくてはいけないわけですよ。だから、適宜ではなくて全頭検査ということを必ず実施していただくように再度要望して、この質問は終わります。

それから、震災後の観光業についてお伺いいたします。

観光に関する震災の影響というのは本当に大きなものがあって、それはもう如実に売上高にというか、入り込み客数に反映していますね。これをどうやって取り戻そうか、震災前の入り込み数を確保しようかとする、その策が今一番求められているところだと思いますが、具体的にその震災前の入り込み数確保策に関しては、先ほど少し述べられたところもありますが、今後どのような策を考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

議長（川上要一君） 商工観光課長。

商工観光課長（高野麻男君） 那珂川町の観光は、交流人口の増加というのを一番に考えております。

それで、先ほどもちょっとお答えいたしました。今後9月18日になかがわ水遊園の大感謝祭に出店する予定をしております。それと、9月22から25日までがやすらぎの栃木路、新宿西口キャンペーンで、そこで観光PRをする予定をしております。

それから、10月8日、9日は東京の豊島区でふくろ祭り、これも那珂川町のPR、それと11月5日、6日が全国観光物産展で豊島区に出店をいたしまして、11月6日は那珂川町で開催されます3B体操後、3B体操参加者の皆さんへということで、ようこそ栃木県那珂川町ということで観光PRをしていきたいと思っております。

それから、12月2日にやすらぎの栃木路、これは茨城キャンペーンで水戸市で実施する予定をしております。

それと、続きまして、12月3日、4日と全国町村自慢ということで、東京の東京国際フォーラムにブースを構えて観光PRをする予定をしております。

それと、年が明けまして、今のところ2月か3月には栃木県のアンテナショップが今度、来年5月にオープンしますので、その前のイベントということで東京の墨田区の広場で、これも観光PRをする予定をしております。それと、あと3月に水戸藩の開藩イベントということで、茨城県水戸市で開催をする予定をしております。

それともう一つ、今、日程はこれから詰める予定ですが、来年2月か3月ぐらいに有楽町のイトシアホールのところですね、そこでも1日ぐらい那珂川町の農産物の直売と観光PRを考えていきたいと思って、そういう形で観光入り込み客数の増加をこれから図っていききたいと考えております。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） いろいろとキャンペーンの詳細な日程を課長からご報告いただきましたが、具体的にキャンペーン、これまでもされていたと思うんですね。決して何もなかったわけではないので、今回、震災後のキャンペーンに関しては、震災後も那珂川町は風評被害に負けず頑張っていますと。安心・安全なまちづくりで放射能対策も万全ですよと。ぜひいらしてくださいというふうにPRをしていかななくてはならないと思うので、先ほどから関連していた放射能に関連しての質問にもスムーズに答えられるような形でのPRに努めていただければと思います。

その中で、なかがわ水遊園の大感謝祭に出店ということがありましたよね。なかがわ水遊園、実はこの震災にもめげず、この7、8月は前年度比で105%から120%、中のショップとかカフェに関しては140%の売り上げという物すごい入場者数と売り上げなんですね。

それはどうしてなのかなというふうな、多分まだ検討はされていないのかもしれないんですが、10周年記念ということもありまして、地道なPR活動をされてきましたよね。県内はもとより、県外、福島とか茨城、近隣県ですね、その小学校に、小学生に対する無料の入場券を配布しています。レディオベリーなんかでも繰り返し繰り返し宣伝されていますし、下野新聞にも多数取り上げられていますよね。そういった効果というのがやはり大きいのではないかと。そこにたくさん親子連れが来ているんですね。なかがわ水遊園にね。

ですから、その隣のもう目と鼻の先ですよ、この温泉街と小砂焼、そして美術館、目と

鼻の先なので、ぜひこの大感謝祭に出店するときに農産物のPRとかもよろしいんですが、こちらのほうにもおいでくださいという何か新しいルートマップみたいなものを独自になかがわ水遊園を起点とした那珂川町の周遊できる観光スポットみたいなものを取り上げて、見て、ぜひ行きたくなるようなものをつくっていただくということは考えていないでしょうか、お伺いいたします。

議長（川上要一君） 商工観光課長。

商工観光課長（高野麻男君） なかがわ水遊園さんは、あそこのホームページにリンクを張っておりまして、すぐ那珂川町のところをクリックすると那珂川町の観光ということも出ておりますので、そんな形で、なかがわ水遊園さんと那珂川町、そしてあそここの近くの那須烏山市と大田原市さんということで運営会議の中でも、この周辺観光ということを強かに押し進めるといって考えております。

それで、入り口入りまして左側ですね、那珂川町のブースがありまして、あそこにも観光パンフレットを置かせていただきまして、那珂川町の観光PRに努めている次第であります。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） PRに努めているのは知っているんですが、本当にそこに来た方たちが実際こっちに回っているのかどうかというのはわからないわけですよ。だから、その辺もわかるような形の何かを工夫していただくとか、本当に入り込み客に対して、こちらのほうまで周遊できるような形を考えていただくべきかなというふうに思ってお伺いしました。

それから、ことし11月から3B体操って、600人近いスポレク大会に参加する方たちがいらっしゃいますよね。その方たちは前の日に泊まったり、当日に泊まったりということがあがるらしくて、ここに滞在するということがあるようですが、そういった方たちが、また再び那珂川町に来ていただけるような取り組みとして、例えば温泉の割引券だとか美術館等の割引券、招待券みたいなものを全員に配布する、それも今回11月に訪れたときに使えるのではなくて、次回来たときにお使いくださいというようなものを考えていただくと、また2度3度、家族を連れてたり親戚の方、お友達を誘ってきていただけ入るのではないかとというふうに思いますので、ぜひそれを考えていただけないでしょうか、お尋ねいたします。

議長（川上要一君） 商工観光課長。

商工観光課長（高野麻男君） 今回の3B体操は那珂川町をPRするのによい機会と考えております。それで、今のところ那珂川町の観光案内ということで、半日コースを2コースくらい設けたいと考えております。そのパンフレットの中に今のところ、広重美術館の入館無

料というのも1つ入れまして、その端にちょっと三角に切り離して使えるようなゆりがねの湯の入浴券などを今検討中しております。そのやっぱりその日だけじゃなくて、年度3月31日ぐらいまでの有効期間を設けた形で検討したいと思っております。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） ぜひ積極的に検討していただいて、スポレクに来ていただいた方がまた再び那珂川町を訪れていただけるような仕組みづくりをしていただけるようお願いいたします。

今回こういった観光に関することを調査している中で温泉街の方々の声として、293号線で宇都宮から温泉を目指して来るんですけども、ナビが新那珂橋を案内してしまうと。今回も通れないで壊して取り壊しするわけですよ。なので、宇都宮方面から来る方々に対して温泉街への入り口の案内を、案内板の看板のつけかえをすべきではないかということが要望として聞かれました。それをしていただけるのかどうかということと、あと美玉の湯とゆりがねの湯の間で地震で崩落した場所がありますよね。大分迂回した形で直されてはおりますが、あれで実際もう完成したということで了解しているのでしょうか。とても私も通っても、何か怖いな、落ちてくるんじゃないかという危険を感じるので、旅行者の方はすごくそれも心配をされています。最後に、そういった温泉街のお客さんから寄せられた声に対してどういうふうにお考えになるかお伺いして終了します。

議長（川上要一君） 商工観光課長。

商工観光課長（高野麻男君） 看板の設置につきましては、今後、新しくバイパスができた段階で温泉保護開発協会のものもありますので、町のもは町のもの、温泉保護開発協会のものは温泉保護開発協会で見板の方向については今後対応していきたいと思っております。道路の問題については、かなり観光客からそういう問題も出ておりますので、今後、温泉保護開発協会、それとあと町と県の方に要望していきたいと思っております。

議長（川上要一君） 5番、益子明美さんの質問が終わりました。

ここで休憩をいたします。

再開は13時10分といたします。

休憩 午後 零時05分

再開 午後 1時10分

議長（川上要一君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

益 子 輝 夫 君

議長（川上要一君） 2番、益子輝夫君の質問を許可いたします。

2番、益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） 日本共産党の益子輝夫でございます。ただいまから3項目にわたって質問させていただきます。町長はじめ町当局に、今C T Vを初め議会を傍聴している方にわかりやすく、はっきりとゆっくり答えていただきたいというふうに思います。

それでは、よろしく願いいたします。

まず初めに、今多くの町民が、町民だけではないんですが、毎日非常に不安を持って過ごしているのではないかと思います。特に若い人、子育てをしながら働きながら毎日を生活している人たちは将来に対して、また子供の将来に対してもすごく不安を抱いております。そういう点で各課ごとに、農林課とか生活課とか、あるいは学校教育の場で今現状がどんなふうなのか、またこれからどんなことを対策としてやっていくかをまず第1の点で伺いたいというふうに思います。

それと、2つ目なんですが、町民の足として……

議長（川上要一君） 項目を言って質問をお願いします。

2番（益子輝夫君） 2番の町民の足としてのデマンド交通、コミュニティバス等の公共交通について、現状と今後の対策について伺いたいというふうに思います。町民の足として高齢者に非常に喜ばれている。デマンドタクシーなど公共交通についての現状、そして今後どういう対策を持ってやっていくのかをまず2点目として伺いたいというふうに思います。

3点目は、少子・高齢化社会に向かっていく中で子育て支援について伺いたいと思います。今、全国的にも大きな社会問題になっている少子・高齢化について、特に若い世代について子育てする若いお父さんやお母さんに対して、今、町がどんな対策を持って、またこれからどんな対策で対応していくのかをまず伺いたいというふうに思います。

以上3点について伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（川上要一君） 町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 私からは2項目めのデマンドタクシーなどの公共交通の現状と今後の考え方について、3項目めの少子・高齢化における子育て支援の現状と今後の対策について質問にお答えします。

まずデマンドタクシーの現状についてであります。昨年10月から実証運行を初めてから11カ月が経過しており、8月末現在の登録者数が2,471人、利用者数は運行開始の昨年10月は1日当たり16.3人、3月には35.4人、7月には64.5人と順調に推移しております。今後は利用者等のニーズを把握し、できるものから順次取り入れ、平成25年4月の本格運行に向け、より使いやすいデマンドタクシーとしていきたいと考えております。

コミュニティバスの現状については、本年3月末で廃止となったJR常野線の代替運行を馬頭烏山線として山村開発センターとJR烏山駅間を平日8往復、土日・祝日は3往復で本年4月5日から運行をしております。1日当たりの利用者数は平日2,200人程度で、土日・祝日は16人程度であります。今後につきましては、大田原、西那須方面及び氏家、宇都宮方面を運行している東野バス同様、幹線の公共交通として町民の足を確保するため、馬頭烏山線を存続させていきたいと考えております。

次に、3項目めの質問にお答えします。

当町における出生数は5年前の平成17年は124人、昨年22年は91人であり、少子化は本町においても確実に進行しております。加えて核家族化、共稼ぎ家庭、ひとり親家庭の増加等、子供を取り巻く環境はますます複雑多様化し、家庭の養育力不足が懸念されるところであります。このような現状を踏まえて、町では妊婦から出産、育児に至るまでの一貫した支援体制の充実を図り、子育ての不安や負担を解消できるよう事業に取り組んでいるところであります。妊産婦につきましては、健診や医療費の助成、または不妊治療費の助成を行い、出生後は出産一時金、子供医療費、ひとり親家庭医療費の助成、さらには子ども手当や児童扶養手当など、国の施策に沿って子育て家庭への経済的負担軽減を図っているところであります。

また、子育てにかかわる方々が精神的なゆとりを持ち、温かい気持ちで将来を担う子どもたちを育てていける環境づくりも、子育ての支援の大切なことであります。町は地域で支える子育てを目指し、施策を展開しております。

まず身近なところで子育て相談、支援が受けられる母子保健推進員を町内各地区に20人委

嘱し、活動をお願いしているところであります。主に乳幼児訪問、子育て教室への協力等、町保健師と共同し、妊婦出産から協力して支援しており、悩みや不安を早期に解決し、安心して子育てができるよう配慮しております。

次に、働きながら子育てしている方々の保育ニーズも多様化している現状を踏まえ、通常保育に加え、乳児保育、延長保育、一時保育などの特別保育を実施し、また家庭で子育てしている方には、ゆっくりと子供と向き合える時間、空間にしておうと子育て広場や子育て支援センターわかあゆなどの利用を推進しており、また近年、児童への暴力や育児放棄の問題など新たな課題が出ており、家庭・地域・行政が連携して子育て支援ができるようサポート体制を構築したいと考えております。

さらに、当たり前のことではありますが、子供のための子育て支援であることから、子育ては乳幼児期だけでなく、学童期、思春期と成長していく中で地域全体が共通理解を持って子供たちに接することができるよう、意識の啓蒙、普及に努め、関係機関等と連携体系をとりながら地域子育ての向上を目指したいと考えております。

その他の質問については、担当課長から説明をさせます。

議長（川上要一君） 住民生活課長。

住民生活課長（手塚孝則君） 私の方からは1点目の町の放射能汚染の現状と今後の対策についてお答えをしたいと思います。

初めに、放射能汚染の現状についてであります。午前中に農林振興課の農産物関係、商工観光課の温泉関係につきましては質疑がありましたので、それ以外についてお答えをしたいと思います。

まず空間放射線量につきましては、開発センターで測定を行ってきております。最近の数字を申し上げますと、地上8メートルで0.07前後、地上50センチで0.12前後で、ともに安定した数値となっております。

なお、この測定値につきましてはケーブルテレビ、県のホームページ、新聞等で公表しているところでございます。

次に、水道水につきましては、放射能は検出されてきておりません。

次に、子供たちの健康関連では、すべての学校、幼稚園、保育園の校庭で放射線量の測定を行いました。すべて暫定基準値以下の値となっております。あわせて、プールの放射能測定も行いましたが、検出されておられません。

次に、下水の汚泥についてであります。広域行政保健衛生センターにおきまして、これ

まで肥料の原料として再利用されてきました。しかし、肥料にも放射能の基準値が設けられたことなどから、保健衛生センターへの搬入はできなくなり、現在は民間業者を通じて処理しているところでございます。

続きまして、今後の対策であります。空間放射線量の調査を毎日実施しておりますので、その推移を注視しながら、いろいろな情報の収集に努め、必要に応じた対策を行ってまいります。

以上です。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 農林課の方も益子明美議員に答弁したと思うんですが、私たちもこの新なか川で載っているとおり、独自に調査しました。これはもう専門機関に委託して頼んだんですが、農業関係では和見の1地区で3月中に集めた木の葉から、雨にぬれた部分だけでも、これは使わないでくれと言われたとか、あとは小川地区の一部ですけれども、ビニールハウスにこんでいた稲わらがやっぱり基準値より高かったために使わないでくれと言われた経過があるんですね。それと小川地区なんですが、これも土壌検査を専門機関に依頼して調べたところ、3カ所調べたんですが、1つは耕したところ、もう一つは雨だれが屋根から落ちるところ、あとはなんでもないと、何でも雨だれが落ちたところから一番検出されるんじゃないかなと思ったんですが、全然それとは関係なくて、耕されていないところで1,155ミリシーベルトが検出された。これにも載っていますけれども、そういうところもあるんですね。

それで私、農林課の方へ行ったんですが、課長がいなくて、代理の方が何回か対応してくれたんですが、その対応が職員によってかなり違うんですね。若い人が対応してくれたときは非常に深刻に受けとめて、やっぱり自分たちも若い世代でこれからのことを考えると、本当に深刻な状況だということで、議員さんとも一緒にそういう問題に対処していきたいという対応をしていただきました。

もう一人の年配というか、幹部クラスの対応はどういう対応してくれたかという、「何で測定するんですか」と、こういうことを言うんですね。「そんなことをして何の意味があるんですか」と。私は言ったんです。安心安全のために私はやったんだよって。私たちはやったんだと。

私はこれには驚いたんですけれども、「県や国のやっていることが信じられないんですか」と。国のやっていることなんか信じられるわけじゃないじゃないですか。私だけじゃなくて

多くの方が信じていないと思いますよ。県だって後手後手に回っているじゃないですか。もっと早く手を打てば、もっと正確な情報を早く出せば、福島にしたって、内部被ばくで46%の児童が被害を受けるようなことなんかなかったんです。県だって、稲わらの問題が出たときに、もっと早く調べていれば、こんなに風評被害を受けなくて済んだんですね。

そういう観点に立てば、まして農産物なんか口に入るものですよ。水ももちろんですけども、野菜にしたって、私たちは私たちにキュウリとかトマトあるいはジャガイモ、自分たちで専門機関に送って検査しました。これに対して「何でそんなことやるんですか」と、これが町の職員の態度だったんです。まして幹部です。こういう態度に対して私はもう怒りというものを押さえ切れなかったですね。若い職員がこれから一生懸命やってみようという答えを出しているのに、幹部職員はそういうことを言う。

町長のここで考えを聞きたいんですが、町長はそんな考えないと思うんですが、原発に対して私は反対だということを前の議会で、6月議会で答弁しています。そういうことが職員に生かされていないと、私は思うんです。その点で町長の答弁をお願いしたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） この原発の問題はだれもが真剣に考えていることをごさいまして、前にも申したとおり、県が主体となって放射能の濃度の調査はしております。それで、農地、土壤のこれは検査結果が出ておまして、栃木県全部の新聞等にも出ましたけれども、その結果、那珂川町は136ベクレルなんですね。非常に低いんですね。そういうことから、私はやはり那珂川町については安全であると、そう思っております。

ただいま職員の対応が悪いということなんですが、この原子力に対しての放射能に対しての対応が悪いと、どうなんだということではありますが、益子議員についての答弁ですね。これは確かに対応については悪かったということについては私の責任でもあります。これは確かに私の責任でもあります、対応が悪いというのはですね。真剣に考えなくちゃならない問題ですから、そういう意味ではこれは私に責任があるなと、そう思っております。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 私はやっぱり県の責任、国の責任、東電の責任はもちろんですけれども、行政の責任というのは非常に大きいと思うんですよ。これは下野新聞のこし7月9日の新聞ですよ、記事です。25市町村で独自時測定の動きと。あるいはきょうのこれ東京新聞なんですよけれども、やっぱりここに何で書いてあるかということ、検査が余りにも少な過ぎ

る、食品の直近のデータの表示もない、とても安心して買えるわけがないと、こういうことが載っています。

それと、益子明美議員がやりましたが、私もそのデータ持っているんですが、河内町ということで、これはインターネットで調べていただければわかります。機械もちゃんとデータとして入っています。やっぱり県がやらない、国がやらないということを言い訳にしないで、やっぱり町独自で放射能の汚染については測定器を購入してやるべきじゃないかなというふうに思うんです。

それで、私も近隣の市町を幾つか歩いてみました。お隣の烏山ではもう12基買っているそうです。そして、個人にも貸し出しを始めていきたいということを言っています。国産で10万円前後だと言っていました。さらにふやす考えもあると言っています。

それと、お隣のさくら市でも2台を購入して、これは一般市民に貸し出ししているそうです、もう既に。最初はもう予約待ちだったですけども、今は2台でもスムーズに動いているそうです。

また、北の大田原市へも行きました。大田原市でも一般には貸し出さないけれども、各学校に測定器を置いていると。全部で、だから50何基になると言っていました。やっぱりそれで毎日、大田原の場合は測定しているんですね。そして毎日情報を出しています。学校ごとに情報が毎日集まってくるんで、どの地域がどれだけのあれがあるか全部わかるそうです。そして、どの地域がやっぱり放射能の汚染が高いか、そういうこともつかんでいます。非常にきめ細かなことが烏山にしても、また大田原にしてもやられております。

先ほど益子明美議員が質問しましたが、大田原市の場合は産直でかなり地元の農産物を使っているんですね。やっぱりこれに対して非常に不安を担当課長は訴えていました。国・県がやっただけでは不十分だということで、給食に使うやつは市独自で機械買って検査して、それで給食に使うという方向も決めて準備しているそうです。

あるいは、さくら市はまち全体を1キロ四方を区切って、それで今度はまた専門機関に委託して放射能の汚染度を調べるそうです。こうやって他市ですか、烏山を初めさくら市、大田原市を歩いてみると、我が那珂川町と比べると全然違うんだなという感じがしました。

一番感じたのは、その対応で職員の態度が全く違うということなんですね。私もこれには驚きました。やっぱり親切丁寧ですよ。私は名刺出す前にそういう対応を見ていたものですから、その後、名刺出して紹介していただいたんですけども、やっぱりその辺でも他市に学ぶべきところたくさん那珂川町はあるんじゃないかというふうに思います。

再度やっぱり町長に伺いたい。放射能測定器をやっぱり購入して、町独自で町長が言うに安全・安心のまちづくりという観点からも、こういうときだからこそ、よけい安全・安心な農産物を初めそれを売り物にするべきじゃないかと。本当に町民がそれを求めているし、やっぱり今消費者もそれを求めています。そういう風潮が全国的に非常に高まっています。そういう点で町長の考えを伺いたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） 放射能測定は、空間においては開発センターで県から委託されて県と一緒にやっております。これは問題ない。それで、その測定器を使いまして、各学校、保育所とか、そういうところも毎日にかけているという状態で問題ないということであります。

また、先ほども益子明美議員のときに申したように、県が各市町村の27品目かな、262のものについて検査をして、その結果、異状ないという結果が出ております。しかしながら、やはりそれではロットが少な過ぎて心配だという考え方もあろうかと思えます。しかしながら、県で測定したのが私は一番信頼できるものであり、あるいは個人個人が測定して、例えば高い値が出るというようなことがあると風評被害なんかも出ますし、購入の問題については前向きに考えていきたいと、そう思っております。やはり安心・安全ということもありますし。ですが、これはそれだからと、農産物を販売している方が測定して安全だと言っても、それは認定されないわけでございますので、あくまでも県の測定をもっと頻繁にやっていただくように県の方にも要請していきたいと思えます。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 私が言っていることがまだわかっていただけない。町長の言っていることもわかるんですが、要するに安全・安心が一番大事なんですね。それで、やっぱり風評被害と今おっしゃいましたけれども、風評被害というのはもう出ているんですね。私も農協関係へ行って調べましたけれども、農協が東電と県に要請しているのは、4、5月までですね。6月以降は要望をしていないんですね、被害額はね。市場価格とほとんど同じだということで。それも全額来ているわけじゃないですね。半分ぐらいかな、来ているのが。そうですね。3月の損害額が1,700万、そして4月が1,900万ぐらいだと思います。ちょっとメモを落としたんですが、それでそれに対して一時金という形で3月が720万、4月が900万振り込まれているそうです。それで、本当に半分もいかないというような状況ですね。

やっぱり風評被害というのは、きちんとしたデータがなければ、なおさら被害というのは広がると思うんです。そういう点で、これは大丈夫です、那珂川町のこの農産物は大丈夫で

すという裏づけがあれば、やっぱり消費拡大にもつながるし、さっき観光課長が言ったようにいろいろなイベントに出店して、そこで宣伝することもできると思うんです。だから、こういう状況を逆手にとると言っておかしいんですが、こういう状況だからこそ、より安全なものを、安心なものを、やっぱり消費者に届けていく、そういう努力が必要だと思うんですね。それをやらなければ、やっぱり本当にひどい状態が続くと思うんです。

私はそういう点で、ひとつ全員協議会でも牛肉の問題や農産物について政府に対して意見書を出せということを提案していますが、残念ながら採決されず、先送りになってしまったんですが、私は全く農業に関しては素人です。でも、私は牛の問題が起こったとき、地元を初め数軒の牛を飼っている農家を歩きました。本当に農協へ行っても、それを話したんですが、現場のことを知っているようで知らないなという気がするんです。

牛を飼っている、子取りもいれば肉牛もいまして、私が歩いたのは子取りをやっている農家数軒です。その中でやっている人たちはみんな60代ですよ。本当にこれから本当は隠居して楽したいけれども、そうはいかないというのが現実なんですね。そういう中で、やっぱり自分たちの先のこと、今のこと、先のことを考えて、何かとか自分たちで頑張ってやっていきたいということで牛を飼ったと。しかし、飼料代は上がって本当に大変だ。そして、ここへ来て原発の問題で子牛なんか10万から20万も安いと。飼料代にもならない。本当に深刻な状況です。

ある牛を飼っている農家を夕方近く訪ねたんですけれども、夫婦から話聞くことできたんですけれども、今月2頭を市場へ持っていくんだと。しかし、この状況では持って行っても安くしか売れないから、少し見送るかなということをだんなさんが話していました。私感じたのは、その後の奥さんの言ったことなんですが、何でこんな思いをしなきゃならないんだと。私たちが何を悪いことしたんだ、何もしていないのに、こういう思いをしなきゃならない。これは私は本当に胸を打たれました。本当に農家の人たちが悪いことをやっているわけじゃないんですよ。東電を初め国の原発政策が大きな間違いを起こしたために、こういう問題を起こしている。絶対安心だからと言って進めてきた安全神話が崩れ去っている。こういう中で農家はもちろんのこと多くの国民が、町民を初め被害を受けているわけです。そういう問題を行政がどうとらえるか。それを本当に真剣に今考えなければならぬことだと思います。

原発の問題、放射能の問題は今すぐに解決する問題じゃないんです。これから何十年、何万年続くかわからないんですよ。どういう受けとめ方をするかは当人の考え方、そういうの

もあるでしょう。しかし、危険なものであることは人間生活と、人間生活だけじゃないですけども、相入れないものなんですよ。解決方法がないんですから。そこをどう受けとめるか。やっぱりそう考えた場合、この夫婦の本当に老後、これから先、本当に心配だなと思いました。また、帰りに言われました。生活保護でも受けなきゃやっていけないよと。

あと1人ほかの牛飼っている、1人で暮らしているんですが、男性も私の同級生なんですが、せめて人の世話にならないで老後を送りたいと思ってこれ始めたんだけど、どうにもならないよと。受けたくはないけれども、生活保護でも受けようかなと、本当に深刻な状況でした。

そういう声を行政がどう受けとめるか。これは個人個人で差はあるでしょう。でも、今すぐ解決する問題じゃないんですよ。だからこそ行政が本当にそういう人たちの立場に立ってやらなければならないことがたくさんあるんじゃないかなと思います。私は全部やれとは言いません。できることから始めていただきたい。そういう点で農家を救済する、少なくともそういう人たちに、やっぱりこういうことをやりますよというようなことを考えているかないかについて伺いたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） 今の質問だと何も対策をしていないというふうに聞こえますけれども、ご承知のように那珂川町には他県に先駆けて簡易測定器を購入いたしました。そういうことで、各学校は定期的に校庭の放射能測定をしておりますし、また県から借り受けているものは1時間置きに空気中の放射能を測定しております。その間に各そういう必要なところに持ち出してもいいということになっていますので、それはそういうことでプールとか、あるいはいろいろな方面にそれを利用しているのが現状です。

購入については、私はやはり今、益子議員が言ったように購入する考えはあります。ご承知のように農産物については農協と相談しまして、この購入については考えていきたいと思っています。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 私は全部否定しているわけじゃない。やっていることはやっていると思っています。でも、まだまだ町民を安心させるような状況ではないというふうに思います。測定器も簡易のは持っている。確かにそれは私も知っています。しかし、地域ごとにやっぱり大山田なんかは学校も今ないわけですから、測定すると言っても無理な話ですね。そういうところもやっぱり測定していただきたいと。やっぱりそうすれば住民は安心するし、安全

なのがわかればかなり違うと思いますよ。そういう学校単位でやるということも、やっぱり一つの方法ですよ、大田原のように。だけれども、そうじゃないところもあるわけですから、やっぱりそういうところは個人に貸し出すとか、あるいは自治会とか、そういう団体に貸し出して測定してもらおう。そうすれば、より多くの情報は集まってくるし、那珂川町全体のことも把握できると思います。

そして、大田原なんか本当にきめ細かくやって、どこがどれだけ減っているとか下がっているとか、どこがどれだけ高くなっているとか、そういうこと全部つかんでいるんですね。だから、そういう点でもやっぱりそういうところは他市に学ぶべきじゃないかなというふうに思います。

そういう点で町長は測定器を買う方向で検討しているということをおっしゃいました。そして、益子明美さんの質問にも農協と烏山で買うと。私もそれはちらっと聞きました。でも、結局は県が測定しても、それは正式なものではないということになったから、買わないことにしましたという話も聞いてきました。やっぱり県がどうのこうの、国がどうのこうのじゃないですね、町民の安心・安全を守るというのは。そこまでやっぱり県がやらなければ地方の行政がやらなければならないというふうに思います。その辺で町長の決意を伺っていきたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） 先ほど申したとおりであります。特に放射能の国が調査した結果によると、この南那須のほうは低いんですね。那須は4,000近く出ているんですね。それから、那須塩原も約2,000近く。それから、日光の方も1,000ベクレル出ておりますし、相当放射線の流れが向こうのほう、上の方回ったんですね。この那珂川町が136、烏山が176ですかね。非常にこっちのほうは低いんですね。高根沢が283とか、さくら市が175とか、そんなことで非常に低いこともありますし、また、だからといって疎かにしているわけではないので、フルに県から借りた測定器で測定していますから、さっきも言いましたように各学校、幼稚園、それからもちろん水質検査もしていますし、水質検査は正式なところへ出してやっていますけれども、あるいは各地区のそういう保育所も幼稚園も学校ももちろん、そのほかについても貸し出し自由ですから測定はしております。

そういうことで、だからといって、これはそれでたくさんかという、益子議員が言ったように各農産物についてもはかりなさいよということでもありますので、それは前向きに考えていきたいと思います。

それと、給食の問題も一番心配される場所ですかね。これは各納めている人がもちろんちゃんと測定して持ってきておりますし、県としても月に2回ぐらい各町のそういうところを、給食センターの放射能を2回ぐらい食材をはかると、こうっております。そんなことから、那珂川町は私は安全であると、そう思います。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） いろいろ努力されていることはわかります。でも、まだまだ町民の安心・安全を守るという立場からでは、ちょっと測定器だけじゃないんですけれども、足りないというふうに思います。

それで、今まで質問したことは、これは外部被ばくの問題なんですね。内部被ばくの問題が深刻になってきているんです。というのは、日本の場合は内部被ばくの問題が本当に福島のあるじゃないんですけれども、重要視されていないんですね。専門家に私も聞いてきたんですけれども、内部被ばくが日本の国の基準にはないんですね、残念ながら。どうやっているかという、ICRPという機関があるそうなんです、そこは原発推進の国が参加してつくっている機構なんです、その基準になっているんですね。

人間の体というのは、専門家の話聞くと6兆の細胞でできていると。特に成長期の子供は内部被ばくを受けると、いろいろな障害が出てくるということ言われています。しかし、まだまだその問題が重要視されていないんだと、専門家の話を私この間聞いてきました。

そういう点で、これは大田原の課長が言ったんですけれども、体内被ばくを測定する機械があったら、どんなに子供たちにとって、また親御さんにとって安心するかということ言っていました。市独自ではどうにもならないから、やっぱり市町村が協力して県なり国なりにそういう要望してもらいたいということ言っていました。私もそれを痛切に感じます。やっぱり子供の将来を考えた場合、そういうことまで考えていかなければならないんじゃないかなというふうに思います。

そういう点は要望して、この質問の最後にちょっと締めになるかもしれませんが、議長には断っておいたんですが、私も放射能の問題で農産物の関係で福島に2度ほど足を運びました。きのうも言ってきました。それで、福島では今、今度はモモが終わりにかけてナシ、これからリンゴとなっていくんですが、こういうのを箱の中へ入れてきたんですが、私はたまたまそういうものが手に入らないで、送った人から言われて初めて気がついたんですが、すばらしい涙の出るような詩が入っていたよと言われたんで、それをわざわざきのうもらいに福島まで言ってきましたが、読ませていただきます。議長の許可も得ていますので、よ

るしくお願いします。下手な読み方なのですが、「決意」、和合亮一。和合亮一さんというのは詩人ですね。福島で国際的にも結構有名な方だそうです。

じゃ、読みます。

福島に風が吹く 福島に星は瞬く 福島に木は芽吹く 福島に花は咲く 福島に生きる
福島を生きる 福島を愛する 福島をあきらめない 福島を信ずる 福島を歩く
福島の名を呼ぶ 福島を誇りに思う 福島を子どもたちに手渡す 福島を抱きしめる
福島と共に涙を流す
福島に泣く 福島が泣く 福島と泣く 福島で泣く
福島は私です 福島はふるさとです 福島は人生です 福島はあなたです
福島は父と母です 福島は子どもたちです 福島は青空です 福島は雲です
福島を守る 福島を取り戻す 福島を手の中に 福島を生きる
福島に生きる 福島を生きる
福島で生きる 福島を生きる
福島で生きる 福島を生きる

以上です。それに市長のちゃんとしたやっぱり「測定しているから安心です」というメッセージが添えられています。県がどうであれ、国がどうであれ、やっぱり自分たちの生産したものを誇りにしているんですね。こういうことを私は非常に学ばされました。私もこういうふうになりたいというふうに思います。この項の質問を終わります。

次に、デマンドタクシー、また公共交通に入りたいと思います。これは前にも質問しているんですが、非常に町民から喜ばれています。特に高齢者から喜ばれています。どこへ行っても、うちのそばまで来てくれて非常に助かる。そういう点で私が言いたいのは、町民からどんな要望が出ているか。担当課長に伺いたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） デマンドタクシーにつきましては、ご存じのとおり昨年10月から実証運行として開始をしております。この間、町民の皆様からは先ほど議員おっしゃるとおり大変喜ばれています。特に際立った要望、これについては特にございません。ただ一部に運行回数の増であるとか、土曜日を運行してくれとか、そういう要望がございます。

以上です。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 特に際立ったということはないですけども、私たち総務企画常任委

員会でも実際に課長も一緒にコミュニティバスに乗って視察したんですが、コミュニティバスの運転手さんもおっしゃっていたと思うんですが、要するに烏山的那須南病院にかかると、午後になった場合、結局馬頭までは帰ってこられるんですけれども、馬頭からの足がないんですね、3時半過ぎちゃうと。だから、その辺をまず何とかしてもらいたいと。土曜日でも病院やっているんですよ。だから、土曜日を運行してもらいたいという声物すごくあります。これは私たちの常任委員会でも要望していると思うんですが。

それともう一つは、大山田、大内、ほかにもあると思うんですが、富山とか、郵便局とか農協へ行くのに、やっぱり町まで来なければならないのかという声があるんですね。途中の農協や郵便局でおりにすることができないのか、またそこから利用できないのかという声もあります。そういう点では、どんなふうを考えているのかお伺いしたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） まずデマンドタクシーにつきましては、先ほども申し上げましたように1年足らず、間もなく1年になりますが、実証運行ということで、これを息長く続けなくてはなりません。今、議員おっしゃるような御意見もあります。定期的に委託業者とは協議を重ねております。仮にこれが増便になり、土曜日運行ということになれば、これは町からの委託料もふえる要素ともなります。そういったことも今後、考えていかなければならないと思っておりますので、住民等の要望あるいは財政状況等も勘案しながら検討したいと思っております。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 総務課長の答弁わかるんですが、やっぱり10カ月たって変えられるところ、町民からの要望はこたえていくべきだと思います。

それで担当課長に聞きたいんですが、町民の声を聞くということで利用者のアンケートをとるようなことは考えないかどうか伺いたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 実は業者の方への要望、これは常に受け付けております。けさも確認をとったところ、その委託業者に対して要望はございませんでした。しかしながら、幅広いご意見もあろうかと思えます。今後、町民の声を、アンケートがいいのかどういう形になりますか、地域交通対策会議等もございまして、それらについては検討をしてみたいと考えております。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） ぜひ早急にこれは答えを出していただきたい。そして実施していただきたい。できることから、そうしてもらいたいというふうに思います。運転手さん、経営者側の特に運転手さんの評判がいいんですね。いや、本当にうちの近くまで来てくれるとか、本当にお年寄り足の不自由な方とか体の不自由な方、結構いるんですね。それを手を差し伸べて乗せてくれると、車にわざわざ。非常に評判がいいです。そういうことを踏まえて、さらに利用者の拡大、特にコミュニティバスなんか走っているのさえ知らない人がまだ町民の中にいます。そういう点では、できればやっぱりここで来年度の予算にそういうことも含めてつけていただきたいというふうに思うんですが、町長のご答弁をお願いします。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） まだ実証運行中で、町民からいろいろまだまだ足りない点が相当あるというふうに思いますので、そういう意見を聞いて本当に町民から愛されるデマンドタクシーにしていきたいとします。

それから、かなり各家庭の庭まで行くことですから、非常に道が狭いんですね。中へ入っていけないデマンドタクシーもありますので、軽デマンドタクシーかな、あの小さいの。のようなものも考えたらどうかなと今考えているところであります。いずれにしても、愛されるデマンドタクシーにするように町民の意見を聞いて運行には反映をさせていきたいとします。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） ぜひ本当に町民の足として役立っています。そして、非常に町民、特に高齢者を初め喜ばれています。若い人たちからも喜ばれています。今まで往復していたんだけど、片道だけ送ればいいんだというような声も聞こえます。そういう点では、ぜひ町民の声を即やっぱり反映していただきたいということを要望して、この質問終わりたいというふうに思います。

3つ目の少子・高齢化の問題で、特に子育て支援ということで先ほど担当課長の話もちらっとは聞こえたんですが、具体的に何をどういうふうに考えているのかを伺いたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 先ほど町長から答弁がございましたように、特に現在の子育ての問題、あるいは少子化の問題、かなり複雑多岐にわたっております。少子化そのものになりますと、やはり女性の社会進出、職場を持って、なかなか子供を産めるような状況にない

とか、子供を育てて将来教育をしていくのにかなり経費がかかるとか、そういった問題に対応するために、先ほど申し上げましたように個々の施策がいろいろとられておりますし、町もそういった施策にのっとって援助をしているということでございます。

ただ、私どもが誇るべき環境は地域の子育て環境、まだまだ見る子供はいないけれども、近所の子供の面倒を見られるというような方、かつて子供を育てた方、今一番子育ての中で虐待とか、いろいろな問題があるのは、子供は産んだけれども、子供の育て方がなかなかできないという若いお母さん方の問題でございますので、そういった部分で、なるべく地域のそういった既に経験がある方等を活用したり、あるいは生活に余裕があって、ほかの子供さん方の面倒を見られると。地域の子育て力といいますか、そういったものを掘り起こすような施策をこれからも進めて、子育てそのものが地域全体、これからの力となっていくような施策を取り上げていきたいというような形で考えております。

ただ、かなり広い範囲でございますので、ここにどうこうというのは、ちょっとそれぞれ質問が出ればお話ししたいと思うんですが、総体的にはそういった地域の資源、かつて子供を育てた経験があるおばあちゃんとかおじいちゃんとか、あるいはもう子育てが終わった、一段落した中年の方だとか、そういった方々が子育てに対するいろいろな支援を必要としていられるような方に手を差し伸べられるような、そういったシステムも、これからの事業として考えてまいりたいということでもあります。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 町長にも先ほど答弁いただいて重ねて答弁いただいたんですが、私も昨年度この問題で質問したんですけれども、そこから前へ進んでいない部分もあるというふうに思うんですが、やっぱり今の若い世代が子育てをするって、子を産み育てるというのは非常に大変な状況ですね。だから、やっぱりそのときも非常に前向きな答弁を町長からいただいたと思うんですが、やっぱり出産祝いとか、ほかの市町村結構やっているんですよね。そういう点でも、やっぱり出していただきたいし、あとは支援という形で要するに子供さんのおむつ代とか、全額とは言いませんが、幾らかでも足しになるような、やっぱりそういう那珂川町独自の施策を考える。あるいは保育料の軽減とか、2人目、3人目になるとそういうこともやっぱり考えていただければ、本当の意味での那珂川町に住んでいる特に若い人たちにとって、住まいの問題もあります。そういう住まいを町がある程度補助するとか、町営の住宅に入っていれば多少減額するとか、そういう方法も考えていただきたいと思うんですが、その辺はどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 保育料につきましては、3人目につきましては免除という形で今現に施策としてとっております。そのほか出産祝い金あるいは紙おむつ代の一部補助とか、そういったものにつきましては全体的な町の財政計画といいますが、再編の計画とか、そのほかの子育てそのものが例えば若い人が働く場所がないとか、総体的にそういったかなり広い範囲の問題もございますので、総体的な子育て環境の問題等も含めまして、今後研究課題とさせていただきます。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 課長の言っていることも十分私わかるつもりです。地域を挙げて、また町長が言っていることもわかります。でも、やっぱり那珂川町はこういうことをやっているというふうなことを、誇れるようなことを施策としてとるべきじゃないかなと思うんです。そうしないと、やっぱり確かに働く場も必要です。そういう点で町長初め執行部の方が努力されて工場誘致していることも私十二分に知っています。それも非常に重要なことです。

だから、そういう点も含めてですけれども、やっぱりこういうことをやっている、毎日の生活にかかわる問題で。ただ問題は、やっぱり前の福祉課長とも話したんですけれども、ゼロ歳児の子供さんを預けるあれがふえてきている。どうしてかなって、前の課長に聞いたら、これは議会じゃないですけれども、やっぱり経済的な面からみたいですよということを答弁いただきましたけれども、私も専門家ではないですけれども、経験もないですけれども、専門家の話を聞くと、やっぱりゼロ歳児が、保育所も保母さん1人じゃないですよ。何人もの保母さんいるわけですよ。1日何人かかかると。それがやっぱり成長に影響するというようなことを私は聞きました。そういう点でも、財政とか、そういう面もあるでしょうけれども、やっぱり一番大事なのは子供さんの成長の問題だと思います。そういう問題を考えながら、やっぱり町として、そういう体制をとっていただきたいということを質問して私の質問を終わりたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 答弁は要らないですね。

2番（益子輝夫君） もし答弁ありましたらお願いします。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） ゼロ歳児保育、確かに人数が多くなっています。各職場、各保育所ですね。責任を持って子育てをしていく形で対応してまいりたいと思います。

2番（益子輝夫君） 終わります。

議長（川上要一君） 2番、益子輝夫君の質問が終わりました。

ここで休憩をいたします。

再開は14時15分といたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時15分

議長（川上要一君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

佐藤信親君

議長（川上要一君） 1番、佐藤信親君の質問を許可いたします。

1番、佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

1番（佐藤信親君） 1番、佐藤でございます。1番目の行財政改革についてお伺い申し上げます。

国を初め各地方自治体も長年にわたり、行財政改革を行っているところであります。当町も合併時より職員定数削減及び指定管理者制度の導入並びに民間委託、学校・保育園の統廃合、また各課係等の見直し等を行い、それなりの効果を上げているところであります。この点に対し、町執行部の努力に対し、敬意を表するものであります。ここに至るまで多くの地域住民並びに職員の協力があったからではないか、このことを忘れてはいけないのではないかなというふうに思います。

また、役場職員の定数削減に関しましては、早期勧奨退職に応じた多くの職員は、町の財政事情をしんしゃくし、安定した職場を去る決意をされ、勧奨に応じた真意の裏には、さまざまな思いがあったのではないかと思います。

そこで、1つ目として、定数削減計画は進んでいると思うが、対前年比で金額的にどれくらい達成されているのかを伺います。

2つ目として、町長、副町長、教育長、議会議員報酬も行財政改革の趣旨にかんがみ、報酬をカットをしているところではありますが、課長等に支払われている管理職手当の支給率はどれくらい、現在何%となっているのか伺う。

3として、職員定数減に伴う支障はないか。また、機構改革などを行う考えはあるかを伺う。

4として、歳出削減について町長の考えを伺う。この1年間の予算の流れ見ると、3月に多額の補正が行われている。また、当初予算に計上されていない事業が補正で計上されている。町長の当初予算査定はどのような方針で当たっているのかをお伺いします。

2番目といたしまして、工事費を計上しながら設計委託料が計上されていない事業もあるが、流用といった事態はあり得ないと思うが、いかがか伺う。

3番目に、歳出削減を図るため、どのような方策を講じているのか伺う。

5として、行政評価について民間人を交えた行政評価委員会を設置する考えはあるかないかを伺う。

大きな2番目の問題といたしまして、リフォーム事業のその後について。

最初に、(1)番といたしまして、震災に伴う住宅修繕費用としての支援金が1億円3月に予算化されたと思うんですが、その執行状況についてお伺いいたします。

(2)3月定例会において、益子輝夫議員が提案したリフォーム事業について、現在どのような検討状況にあるか伺う。

3番目として、大きな3番目ですね、花火大会についてお伺いいたします。

花火大会が12月ごろに実施するとのことだが、例年8月15日のお盆に那珂川河川敷で実施していた花火大会が何の前触れもなく、実施されないことに多くの町民が失望している。なぜこのようなことになったのか。また、花火大会に補助金が支出されていたが、今後どうなるのかを伺う。

大きな4番目といたしまして、産業廃棄物処理施設について。

昨年12月に県に対し地域振興策の要望活動を展開したところであるが、その後どのような経過をたどっているのかをお伺いいたします。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

議長(川上要一君) 町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長(大金伊一君) 私からは佐藤議員の1項目の行政改革について、4項目めの産業廃棄

物処理施設についての質問にお答えをいたします。

まず1項目めの質問でございますが、合併後の新町の施策実現のため、また町の身の丈にあった新しい地方自治の確立と健全な財政運営ができる小さな行政を目指し、那珂川町行財政改革推進計画を平成18年11月に策定をいたしました。厳しい財政状況の中ではありますが、全庁全職員が一体となって行財政改革に取り組み、積極的に推進をしております。

佐藤議員の質問の1点及び3点目の職員の削減に関しては、合併時に300人であった職員が本年度は238名で62名の減、削減率は約20%となりました。前年度から比較しますと7名の減となっており、人件費では特別職の報酬カットや職員の管理職手当、時間外手当の削減、職員の早期退職等により、平成22年度の目標効果額4億3,479万2,000円に対し、実質効果額は4億8,927万5,000円で112.5%の達成率となりました。5カ年間の累計ではありますが、目標効果12億3,026万1,000円に対し、効果額の累計は14億8,986万7,000円で121%の達成率となりました。

しかし、職員数の減は住民サービスの低下を招きかねません。佐藤議員ご質問の組織の再編につきましても、現在策定作業を進めております第2次行財政改革推進計画、平成23年度から27年度までの5カ年間の計画において、民間委託等を含めた検討が必要であると認識をしております。

2点目の質問の管理職手当の支給率については、町規則で課長職が給料月額9%、主幹職が7%と定まっております。本来であれば平成18年8月の人事院勧告で管理職の職務職責を反映できるよう管理職手当を定率から定額に移行するという内容の勧告がなされましたので、定額制に移行すべきところでありました。しかし、当町では行財政改革推進の中で職員の手当の見直しを行っていたところでもありますので、平成19年4月より第1次行財政改革推進計画が終了した平成23年3月までの4年間、50%削減をして支給をしております。

なお、平成23年4月からは定率制を定額制に移行して支給をしております。

なお、管理職手当の定額制の導入につきましては、以前より県から総合的な助言による指導があったもので、国及び県におきましては、平成19年度から定額制の支給となっている手当の制度であります。

ご質問の第4点目の歳出削減についてお答えをいたします。

まず、1の3月補正予算編成と当初予算の方針についてのご質問でございますが、ご指摘の年度末補正において多額の予算が組まれた要因としましては、地方交付税の額の確定、国の地域活性化交付金、補助金等の追加認定などがあったことが大きな要因であります。国にお

いて、通常予算に加え、年度途中で追加補正予算が何度も繰り返されたことによるものであります。それに伴い、町の予算につきましても、3月の年度末に多額の補正予算編成をしたわけでありまして。しかし、その結果として各種補助事業等が執行され、地元業者を初め産業の活性化に寄与したものと考えております。

また、当初一般財源での対応を予定していたものについても、補助金、交付金等が交付されたことにより、町財政の健全化が図られたものと考えております。当初予算査定に当たったの方針としては、国・県の予算編成の動向を参考に、本町の財政状況等を考慮しながら町の予算編成方針を作成し、ご指摘の歳出削減のみならず、常に効率的、効果的な予算編成に取り組んでおります。基本的には、町総合振興計画をもとに、あらゆる観点から十分に事業内容を精査し、町が過疎から自立するための適正な予算編成となるよう取り組んでいるところであります。

続きまして、2の工事費と設計委託料についてのご質問であります。設計委託料については、それぞれの工事内容をもとに設計業務を業者に委託する場合と、職員みずから設計、積算業務を行う場合がございますので、それぞれの状況に応じて予算編成を行っているところであります。

流用については、制度の範囲内において必要最小限にとどめているところでありますが、監査委員会のご指摘においても、少なくするよう改善が求められておりますので、今後とも適正な予算執行に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、3の歳出削減の方策についてのご質問であります。合併後、直ちに町行財政改革5カ年計画を作成し、各分野の行財政改革に取り組み、歳出削減を実施してきたところであります。その結果として、基金の積み立ての増額や起債残高の減少と、徐々にではありますが、効果があらわれております。行財政改革では、定員適正化計画の推進により人件費の削減や施設の統廃合及び民間委託の推進による維持管理費の削減、各種事務事業の見直しによる経費の削減など、歳出削減に取り組んでおります。具体的には、町長初め特別職の人件費削減、一般職員の勧奨による早期退職等による人件費削減、小・中学校、保育所の統廃合、給食センター及びケーブルテレビ放送センター業務の民間委託による維持管理費の削減などでありまして。

以上、歳出削減についてお答えをいたしました。今後とも町においては歳入状況の改善が見込まれませんので、引き続き歳出の削減に努めてまいりたいと考えております。

なお、現在、平成23年度から平成27年度までの5カ年の町行財政改革推進計画を本年度

中に策定するための作業を進めているところでありますので、ご理解をいただきたいと思
います。

最後に、5点目の行政評価委員会等の設置についてのご質問ですが、行政評価とは財務体
質の改善を図ることを目的とし、限られた資源や資産をいかに有効に、そして効果的に導入
し、どれだけの効果が得られるのかを検証するものであります。現在も実施しておりますが、
毎年度予算編成前に予算計画実績評価調書の各課ヒアリングを行い、来年度予算に反映をさ
せております。

また、定期監査の際にも監査委員の評価をいただいているところであります。当町といた
しましては、冒頭にもお話を申し上げたとおり、小さな行政で行財政運営を行っていきたく
と考えておりますので、佐藤議員ご質問の一般の方を交えて行財政評価委員会等の設置につ
いては現在のところ考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、4項目目の産業廃棄物処理施設についてのご質問にお答えをいたします。地域振興
策に関することですが、まず和見地区について申し上げますと、昨年12月に3部会
からなる和見地区地域振興推進協議会が行政区内に設置され、本年2月に推進協議会から30
事業の要望をいただきました。町はこれを受けて庁内会議を開催するとともに、推進協議会
や部会、集落座談会でご意見をいただきながら計画化に向けた作業を進めています。和見の
皆さんが一番強く望んでおられることは、他地域に比べおこなっている圃場整備といいますが、
大きな課題として1級河川久那川との一体的整備と受益者負担当の軽減を挙げております。
この解決に向けて、県とも具体的な協議を進めたいと考えています。

次に、小口地域ですが、6月にも事業の要望をいただきました。和見地区とあわせて計画
に向け、作業を進めていきたいと思います。

なお、小砂地区につきましては、最終処分場建設を前提とする地域振興策の要望はござい
ませんでした。今後は関係者や議員の皆様などと一緒に協議できる組織を設け、地区の計画
を含め、町全体の地域振興計画として今年度中の策定を目指していきたいと考えております
ので、皆さんのご協力と力強い後押しをお願いをいたしたいと思います。

その他の質問については、担当課長から答弁をさせます。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 質問の2項目め、リフォーム事業とその後についての1番目のご
質問にお答えします。

議員のご質問で、これは災害支援金制度かと思います。当初予算ではなく、6月補正で措

置をさせていただきましたので、その支援金制度について執行状況をお答えします。

平成23年、本年8月末現在で申請件数は1,100件であります。申請額は1億672万2,738円です。もう一度申し上げます。申請額1億672万2,738円でありまして、このうち復旧工事等が完了し、支援金を交付した件数は283件、交付額は2,688万8,314円、2,688万8,314円となっております。

以上であります。

議長（川上要一君） 商工観光課長。

商工観光課長（高野麻男君） 佐藤議員の2項目めのリフォーム事業のその後についての2点目のリフォーム事業に関するご質問にお答えします。

3月定例会において、益子輝夫議員から提案のありました地域の経済効果を目的とした住宅リフォームに対する助成制度の創設につきましては現在研究中でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

続きましての3項目めの花火大会についてのご質問にお答えします。

ご存じのように従来商工会主催で開催されていた夏祭りは、若鮎大橋上流の右岸側堤防を会場に、打ち上げ花火をメインとしたお祭りで、那珂川町となってから5回開催されました。今年度は商工会において那珂川町夢まつり実行委員会を組織し、夏開催のこどもの夢まつりと冬開催の冬の夢花火を計画し、8月27日に1つ目のイベントである元気な子供、夢のある子供の育成を目的としたこどもの夢まつりが実施されました。朝早くからスポーツ少年団の子供たちがたくさん集まり、プロの指導者の話に聞き入り、実に真剣に取り組んでいました。初めての取り組みでしたが、大盛況のうちに終了することができました。

12月17日には、2つ目のイベントである冬の夢花火を開催することとしています。近隣市町との差別化や話題性など、年間を通じて行われるイベントとしての共存共栄を模索したので、町や観光のイメージづくりや地域振興を目的としたものと聞いています。

補助金については、こどもの夢まつりと冬の花火を1つとして交付することとしています。

以上であります。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） いろいろご説明ありがとうございました。

1番目の1つ目といたしまして、今言われた金額は早期勤奨退職に応じた職員のさまざまな思いが込められた金額ではないかなというふうに思います。これを十分に活用し、住民の福祉向上に有効かつ適切に執行されることが、早期退職された多くの職員の意に沿うものと

考えます。また、町執行部各議員の方々にも、そういうところが十分配慮されるようお願いされたいと思います。

2番目の管理職手当の定額制でございますが、課長でお幾ら、主幹でお幾らかをお伺いいたします。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 課長職が3万7,400円、主幹職が2万5,900円であります。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） そうしますと、大体パーセンテージに直しますと、今まで9%の支給ということでございますが、大体それに見合ったような金額になっているのかというふうに思うんですけれども、これは先ほど町長さんのご説明にもありましたように、県の指導、国の指導等もありまして、これに伴って復活するというので、これは全部満額支給という形になっているのでしょうかお伺いします。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 先ほども町長の答弁がありましたとおり、平成18年の人事院勧告により、そのような方向づけが出されました。しかしながら、町にとりましては行財政改革の中途であったと。その段階で管理職手当の2分の1支給を行っておりました。ほぼ率に直しますと9%、あるいは7%弱であります。ただし、この中で昨年の人事院勧告によりまして、56歳以上のいわゆる管理職、これにつきましては本俸、それからこの管理職手当とも1.5%の減額をなささいという勧告もございますので、実質的にはほとんどの課長職は1.5%、ここから減額をしております。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） そうしますと、これカットはできないというふうに理解してよろしいんでしょうか。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） この支給につきましては、規則によって定められております。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） じゃ2番目につきましてはご理解いたします。

けれども、財政事情等も考慮して、やはり人件費の抑制というものが一番大きな課題になってくるのかなというふうに思いますので、さらなる努力を積み重ねることをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

職員定数削減に伴う支障はないかというようなことと、あと町長さんのほうからも機構改革を今後検討していくというような答弁がありましたけれども、職員定数削減による支障はないということが前の全員協議会の中でも出ておりましたけれども、職員の対住民に対する接客態度及び言動について、住民より苦情が寄せられております。前にもそういう質問があったかと思うんですけれども、役場内にいる職員にとっては何気ない一言、私も苦言を聞いたときに、まさかそのような職員がそういうことは言わないだろうというふうに言ったんですけれども、やはり受け取り方によって、そういうふうになってしまったと。

役場内にいると意外と何気ない対応が、町民にとってはすごく苦痛になるような思いをさせられるような言葉になってしまうというようなこともありますので、やはり訪れた町民にとって、なかなか理解できないところ、いろいろな不安を持って役場に来ているわけがございます。そこで、ちょっとしたことで物すごく傷つくというようなことがある。当然、職員定数が各課とも減ってございますから、やはりその事務に追われている。どうしても窓口に来ていても気がつかない場合もあるのではないかなと。そういうこともあるわけで、やはり職員定数が減って各課の人員の配置も減ってきている。そういう中で対住民の接客をよくするというのも、なかなか難しいところもあるかと思うんですけれども、やはり町民にとってはやっとの思いで行った役場で、ちょっとした言葉で傷がつくと。これはやがて大きな問題となって、何か役場で仕事を進めようと思うときに、やはりそれが障害となって出てくる可能性もあると。

この間の行財政改革の中で、なかなか住民の理解が得られないということで、なかなか達成率が上がらないというような答弁もありましたけれども、そういう中にも反映されてくるおそれがありますので、やはりなかなか気がつかないと思うんですけれども、やっぱり住民目線に立って、その町民の接客ができるような指導、また研修等を積み重ねていけば、よりよい役場になってくるのではないかなというふうに思います。

それと、私も職場内にいて、町民がうろうろしているときに職員のほうから一言声をかけてあげる。多分なかなか忙しいとは思っただけけれども、やはり「どのようなご用で来ていますか」とか、そういう一声を掛けてあげることが役場の印象をよくするものではないかなと。そういうところによって、職員は減っていても、ちょっとした一声でそういうのがカバーできると、そういうこともありますので、もう少し町民目線に立った対応をお願いしたいというふうに思っております。

この点について、町長どのように考えているかお伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） これは昔は親方日の丸とって、役場へ行くのが何だか、私も一町民のときに何だか役場へ行くとびちっとしちゃって、余りよい感じしなかったんですが、今は大分職員の方よく認識されていて、そういうことはないというふうに思うんですが、これからは私は必ず朝行きますと、まずあいさつを、「おはようございます」というあいさつ、これが私は大切だと思うんですね。町民の方が来られて、にこっとしてあいさつ「おはようございます」と言えば、町民の方も親しみを持つとか、安心感を持つとか、いわゆるこれが大切だと思いますね。そういう意味で、また町民の方から不快な感じをしたという声を聞けるということは、まだまだそういうことが足りないのかなと、そう思います。

そういう意味で、なお一層徹底してまいりたい、そういう町民サービスの受け答え、こういうものを町民に誤解されないように徹底してまいりたいと、そう思っております。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） そのように今後お願いしたいというふうに考えております。

続きまして、この機構改革等に関する事なんですが、指定管理者制度で受託している風土記の丘資料館、今年度いっぱい県に戻るといような状況になってくるかと思うんですけども、その場合にそこにいた職員、当然社会教育課に戻ってくるかなというふうに思うんですけども、昨年、質問の中で社会教育課内に文化財係を設置してはどうかというよう質問もしたところでありますが、現在、今回の機構改革の中でそういうのも見直されていくのかどうか町長の所見を伺いたいというふうに思います。

また1つ、機構改革を進める中で、各課の人員配置及び相当厳しくなっていると思うんです。特に施設を抱える課の負担はますます大きくなっていくのではないかなというふうに思います。職員が減ってくる中で、そういう負担を強いられる。これは職員にとっては、たまったものではないのではないかなと。施設の管理も十分にできないということになってきますので、ここで施設の管理の一元化と施設利用の申し込みの一元化を図る意味で、施設管理公社的な組織を立ち上げて、そこで管理運営をお任せすると。そして、そこで浮いた職員を今度また各課のほうに配置で、有効かつ適切な配置計画を立てていくというふうに検討できないかというふうなことを町長にお伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） 確かに県に今度帰るといことになりますと、そのあたりがどうかということですが、これはもう行政改革の中で総合的に考えていきたいというふうに思います。

また、今質問された点についても十二分に町でも検討していますので、そういう個人の職員に負担のかからないようにやっていきたいと思います。それには、やはりここで施設の統廃合とか、あるいは施設の指定管理者制度に移行するとか、そういうのも進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 旧小川町では、よく職員がそういう施設の管理をすべてみんなで草刈りとか、そういうのをやったという。その中で職員間の連携もとれたという、いいところもあったんですけども、このような状況、職員が少ない中で、施設の草刈りに動員とか、そうなりますと、やはり相当事務に支障を来すんじゃないかなということで、これ前向きにぜひ検討していただきたいなというふうに思います。これも当然、対費用効果というものを考えなければいけないので、やはり自分たちで管理したほうがいいのか、それとも公社を設立して、そこに委託したほうがいいのかというバランス感覚もあるかなというふうに思うんですけども、できれば職員の負担軽減ということの観点からも、そのようにしてあげれば施設の一体管理、利用する側も窓口が一本化されるということで非常にいいのではないかなというふうに思いますので、前向きに検討を願いたいというふうにお願ひしまして、終わりにしたいと思います。

4番目の歳出削減について町長の考えを伺うということで聞いたところ、町長もる詳しく説明をしていただいたところでございますが、やはり歳入については口を大きく開けて出すときはしりをつぼめていくという、これが基本的な考え方だというふうに思います。

どうしてもこの1年間、私も議員として見てきたわけですけども、やはりお金の使い方がきちっとしているのかどうかというのがちょっと疑問に思っていたところもありまして、このような質問をしたわけでございますが、やはり効率的に運営していくというのについては、一つの事業の積算根拠が明確に積み上がってこなければ、事業としてなしてこないのではないかなと。やはり今までの予算の流れとか決算の状況を見てきますと、どうしても粗放な面も見られるというところで、来年度予算編成に当たっては、やはり経費削減とあわせて、その事業執行にかかわる予算の内容を厳密に精査して積み上げてこられることを強く要望しまして、4番目の質問を終わらせていただきます。

次の工事費を計上しながら、設計委託料が計上されていない事例もあるがということで、先ほど町長の説明の中では、設計できるところは設計委託をする、できるところは自分たちで設計をするということもありました。これ3月定例会において補正予算の審議の中で、こ

のようなことを質問したならば、自分たちでできるところがあると。同じような面積だから大丈夫だというようなことで予算計上されているわけなんですけれども、その担当部署でできるのかなのかと心配で聞いたところ、大丈夫ですという返事がありました。

そのほかの部署についても、そのように答弁があったわけですけれども、何か聞くところによりますと、業者が設計して、それに基づいて施工したというような、こういう状況もありますので、やはりきちっとした設計並びに積算をしていけば、そういうこともなくなってくるのかなと。ましてや、3月時期になってきますと工事費とか委託料の設計だけでも、当然建設課とか水道課とか、そういうところは自前で設計できますけれども、一般の課でそこまでできる職員というのはなかなかいないと思うんです。やはりつかみ的な予算になってしまわないかなというように感じもいたしますので、その点についても十分留意されまして、来年度予算編成に当たっていただければなというふうに思います。

5番目、行政評価について町長は委員会を設置する考えはないということでございますけれども、やはり事務事業の見直しを行っていく上で一つの評価をしなければ、その効果が達成されたのか、されていないのかというのも出てくるわけでございますよね。現在、事務事業の評価についてはだれが行っているのかお伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 事務事業の評価につきましては、先ほども町長のほうからありましたように予算編成前ですね、もう間もなくこの定例議会が終わりましたら実績評価調書、これから来年度に向けての予算計画等を各課に出してもらいます。うちのほうでヒアリングをします。最終的には副町長、町長という形でヒアリングしたものが最終的な調書という形で残ります。それに基づきまして、来年度予算を編成するというところでございます。

以上です。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 今、企画財政課長が答弁されましたけれども、やはり内部の職員だけでやっていってしまうと、意外とやっぱりなあなあでやってしまうおそれもあるので、こういうところにも第三者的な民間人を入れて、やはりきちっと事務事業の評価、あと行政の評価というのを行っていくことが、やはり歳出削減等につながっていくのではないかなと。やはり我々というか、職員仲間内で見ていると、どうしてもそういう感覚でいってしまいますので、第三者、ましてや民間にいた方なんか、特にそういうところはシビアに物事を考えるので、そういうところもやっぱり必要ではないかなと。先ほど町長はそういう考えはないと

いうふうに言われましたけれども、やはりこれからの財政事情等を考慮していけば、そういう点に着目して、やっぱり行財政改革、行政を行っていくべきではないかなというふうに考えますので、ここも「つぐらない」じゃなくて「研究したい」ぐらいの一言のご答弁ぐらい欲しいところなんですけれども、いかがでしょうか。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） 予算編成前には予算計画とか実績評価調書、各課でヒアリングを行っております。そのようなことから、私は予算編成に当たっては、それなりのちゃんとした予算を組んでいるということだというふうに思っていますし、そうなくてはならないと思いますので、そのように私もちゃんとした予算については目を通してまいりたい。この件については、評価委員会については研究してくださいということですので、それは研究をしてまいりたいと、そう思います。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） そういうことも考えまして、前に旧小川町時代だったんですけれども、ちょうど補助金があるということで、これをやりたいということで、事業計画を町長のところへ持っていったところ、これ、だれのためにやるの、何のためにやるの、これの公益性はどうかというふうなこと聞かれました、やはり補助金があるから事業をやってはいいと、そういうものではないだろうというふうに言われまして、やはりいかに町民のためになるのか、町民の公益性が一番重要だと諭されまして補助金を断ったと。何か今見ていると、補助金があるからというところが相当ありますので、やっぱり補助金の中でも精査してきちっとやっていく。やはり補助金があっても公金を支出するわけでございますから、やはりそういう取捨選別をした事業計画の立案等も踏まえて、設置する考えがないということであれば、やはり役場の中で十分なる討議をなされた上で、そういう計画をつくっていただければなというふうに思います。

また、業者選定とか業者の発注方法についても、やはり広く多くの町民の意見とか第三者の意見、その筋の専門家の意見等も入れまして、不透明さの解除に努めていくような考えを持っていただきたいというふうに思うんですが、その点についていかがかお伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 副町長。

副町長（佐藤良美君） 業者の選考に当たりましては、当然選考委員会等を開催をいたしまして、公正に実施をしているところでございます。ただ、業者等について専門的なアドバイ

スとかについては、当然執行に当たって必要なものについては設計事務所等のご意見等もいただきながら進めているというのが現状でございます。

ただ、当然今の公共事業の発注につきましては、基本的には町内を優先的に考えていくというのがまず第1点でございます。それから、その後、管内あるいは栃木県内ということで地元をできるだけ優先をした選考というのが基本となっております。

なお、1,000万円以上の工事につきましては、基本的には一般競争入札で実施をしているのが現状でございます。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 理解いたしました。

（2）番の今度リフォーム関係の前に支援金関係で、先ほどの総務課長の説明を聞きますと、ほぼ予算を使い切ると、足りないくらいの状況かなというふうに感じ取ったんですが、これ残額が出そうな感じかどうかお伺いします。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 先ほどの答弁で申請額が1億600万という答弁をしました。しかしながら、これは件数を把握するために申請をしていただきました。しかしながら、特に屋根の工事等、これは年内には年度内には恐らく無理であります。2年あるいは3年程度かかるものもございますので、現時点では1億円はいかないのではないかと思います。しかしながら、その過程で20万以上かかったものについては10万を支給しますので、中には当初全部の金額で申請した中で20万円、いわゆる交付金の10万円がクリアできた段階で提出していただいて支払いをしております。

なお、先ほど8月末と申し上げましたが、9日支払いも含めると308件、約3,000万円の支払いとなります。申請があったものから順次交付をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 本来ならば、これ残金が出れば次のリフォーム資金に充てていただければなというふうに考えていたわけなんですけれども、今の総務課長の答弁ですと、それもちょっと無理かなという感じもしますが、先ほどの2番目に移ります。

リフォームについては今研究中ということですが、やはり10万円を補助することになってきますと、20万の事業をしなればいけない。当然、高齢者世帯とか低所得者にとっては直したくても直せない。その10万のお金を、自己負担分の10万はなかなか厳

しいというふうな状況もあると思うんです。特に今、下水道の接続率等を見ていきますと、やはり高齢者世帯なんかはなかなか厳しいと思うんですよね。今のような事情で年金暮らしでお金が入ってこないというようなこともありますので、やはり今、研究中ということであれば、下水に接続する分等も含めて、低所得者に対して、ある程度の減免的な助成制度のように10万円プラスアルファ的な考え方で推移をしていただければ、下水道の普及率も上がってくるし、投資効果も上がってくるようになってくるのではないかなと思いますので、その点、十分考慮の上、検討していただきたいというふうに思いますので、これはよろしくお願いいたしまして、この件に関する質問は終わらせていただきます。

次の花火大会でございますけれども、やはりこれに関しましては小川地区住民から相当非難が出ております。せっかくお盆に帰ってきて花火を楽しみにしていたのかかわらず、花火が上がらない、どういうわけなんだというようなことで相当苦情がありました。

これについて8月であったものが12月に実施したということで、私も情報不足で申しわけなかったんですけれども、ついこの間、役場へ来たときにポスターを見て12月17日ということを知ったわけなんですけれども、やはり今、冬花火というのは矢板市でも11月末のころやっていたんですけれども、今度10月中旬に持ってきましたよね。やはり寒いわけですよ。

それと、あと火災、夏花火でも火災が発生するおそれもあるのに、なぜこの冬場の乾燥した中でやれるのかというのも、ちょっと疑問に思っていたところなんですけれども、当然補助金が出てくるわけだということなので、後ろを調べてみますと、確かに那珂川町夢まつりで350万の補助金がありました。当然、補助金を交付申請するときには申請書を提出するわけでございますから、その中でも交付申請の中でも事業時期が明示されていたのかどうか。その点、商工観光課長にお伺いします。

議長（川上要一君） 商工観光課長。

商工観光課長（高野麻男君） 今回の冬の花火は昨年度の補助金の交付申請の中にも12月に花火ということで明記されておりました。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） ここで消防をつかさどる総務課長にお伺いしたいんですけれども、当然冬花火となりますと火災予防週間前後になってまいりますよね。これについて消防を管轄する課として12月でもオーケーの判断は出せるのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 冬になりますと、やはり火災の心配がございます。しかしながら、町全体の活性化の観点から申請があれば対応をしてみたいと考えております。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

1 番（佐藤信親君） この補助金なんですけれども、商工会主催でやっているということになってきますと、今まで町民祭りという位置づけでやってこられたかと思うんですよね。私はそういう認識でいたんですけれども、商工会が実行委員会をつくってやるということになりますと、当然商工祭、商工会のお祭りかなと。私はこの実行委員会は当然町長がなるものだというふうに認識していたわけなんですけれども、会長はだれになっているんでしょうか。ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 商工観光課長。

商工観光課長（高野麻男君） 今回の夢まつり実行委員会の会長は、商工会の会長であります深澤茂樹さんであります。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

1 番（佐藤信親君） そうしますと、ちょっとずれちゃうかもしれませんが、商工祭というのは今やっているんでしょうか。商工祭がやれば、そこには町の補助金は出さないということですよ。やっぱりずれちゃいましたか。

議長（川上要一君） はい。

1 番（佐藤信親君） じゃ、質問変えます。やはりこの補助金でやる以上は広く住民に知らせるべき事業だと思うんですよ。何か今回はほとんどの方がこの夢まつりについては知らない方が多い。私もここポスター見たのはこの間、全員協議会のときに来て初めて見たと。やはり商店街に行ってもポスターが張られていないというふうな状況でございました。だから、やっぱり町の補助金でやる実施事業については、これ実施主体が実行委員会だと言えばそれまでかもしれませんが、やはりもう少し周知徹底、町の広報とか、そういうものを通じてテレビ等も通じて、もう少しやっていただければなというふうに思いましたので、その点についてお伺いします。

議長（川上要一君） 商工観光課長。

商工観光課長（高野麻男君） 今回はポスターをつくりましてPRしたことと、あとケーブルテレビ、それとあとレディオベリーさんにもPRでかなり流しておりましたので、今回はPR活動はかなり実行委員会で行われたと承しております。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

1 番（佐藤信親君） 当然この事業がすべて終了すれば、決算報告が実行委員会のほうからなされてくるかと思いますが、後でこれを精査させていただきたいというふうに思いまして、この質問を終わりにさせていただきます。

産業廃棄物処理については、今、町長さんのほうから具体的な内容についてご報告がありましたけれども、やはりまだまだ思うように進んでいるとは思いませんので、もう少し町も積極的に産業建設に向けて取り組みをなさせていただきたいということを強く要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（川上要一君） 以上で、1 番、佐藤信親君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終了といたします。

散会の宣告

議長（川上要一君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご起立ください。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3 時 12 分